

京 佛

夏 季 号

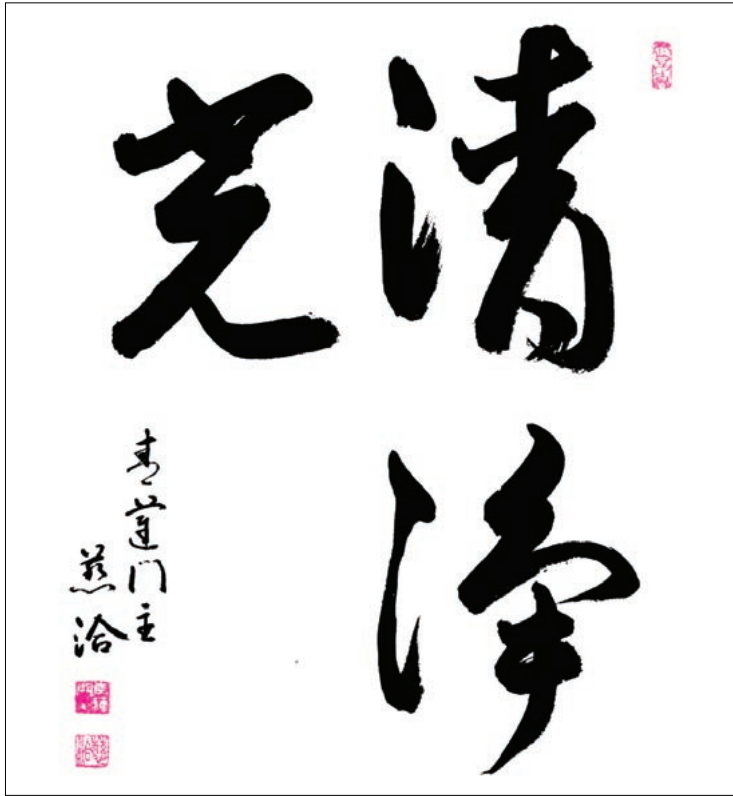


京都府綴喜郡 禅定寺 重文 延命地藏菩薩半跏像

京 都 仏 教 会



青蓮院門跡名譽門主
会 長 東伏見慈洽



ご挨拶

暑い日々が続いておりますが、皆様におかれましては益々御清祥の御事と存じます。

頃々、四季を味わうというより、春秋が短く、暑さ寒さがことのほか感じられるように思えます。地球の環境は自然も人も良い方向にむかっているとは決して思えません。

イラク戦争においても、世界の宗教者が平和を訴え、戦争反対を叫び、バチカンが具体的仲介に乗り出すも、功を奏さず、開戦から今までにどれだけ多くの人命が失われたことか…。

戦争が続く最中、日本は人道復興支援の名のもとに米国との一体化への道を進もうとしています。

報道は戦争の実態を直視し、悲惨な現実をありのままに世界に配信する努力をすべきですし、尊い人命の前にはいかなる大義も存在しないことを知るべきです。

乾いた灼熱の大地に横たわる女性や子供たちが、誤爆だという一言で片付けられてしまう。憤りさえ通り越した殺伐とした現実には、アジアの仏教はひとつになり、強いメッセージを投げかける努力を怠ってはならないと思います。

理事長挨拶

遍 界 不 曾 蔵

へんかいかつてかくさず

臨濟宗相国寺派管長

理事長 有馬頼底



謹啓

時下ご清祥の御事と存じ上げます。平素は何かとご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成十五年度はアフガン・イラク難民支援やアジアの子供達を京都に招く為の募金活動、久留米市の福祉への寄付、施設での護摩木制作等の福祉活動。万福寺音舞台、久留米市大墨蹟全国巡回展等の文化活動。またお花祭り各種行事、こども花祭り、春秋彼岸焼骨灰大法要、お盆の採燈大護摩供、師走の成道会、全国活動としては、日田妙音弁財天堂の落慶、玖珠かまどヶ岩大日如来開眼法要、知床昆沙門堂十周年法要など例年の宗派を越えた仏教諸行事。そして宗教と政治検討委員会の開催とおかげさまで全て順調に推移致しました。本年は通年の各種諸行事を行うと同時に京都仏教会、京都市、京都商工会議所が地域と一体となつて行う観光企画「京都花灯路―東

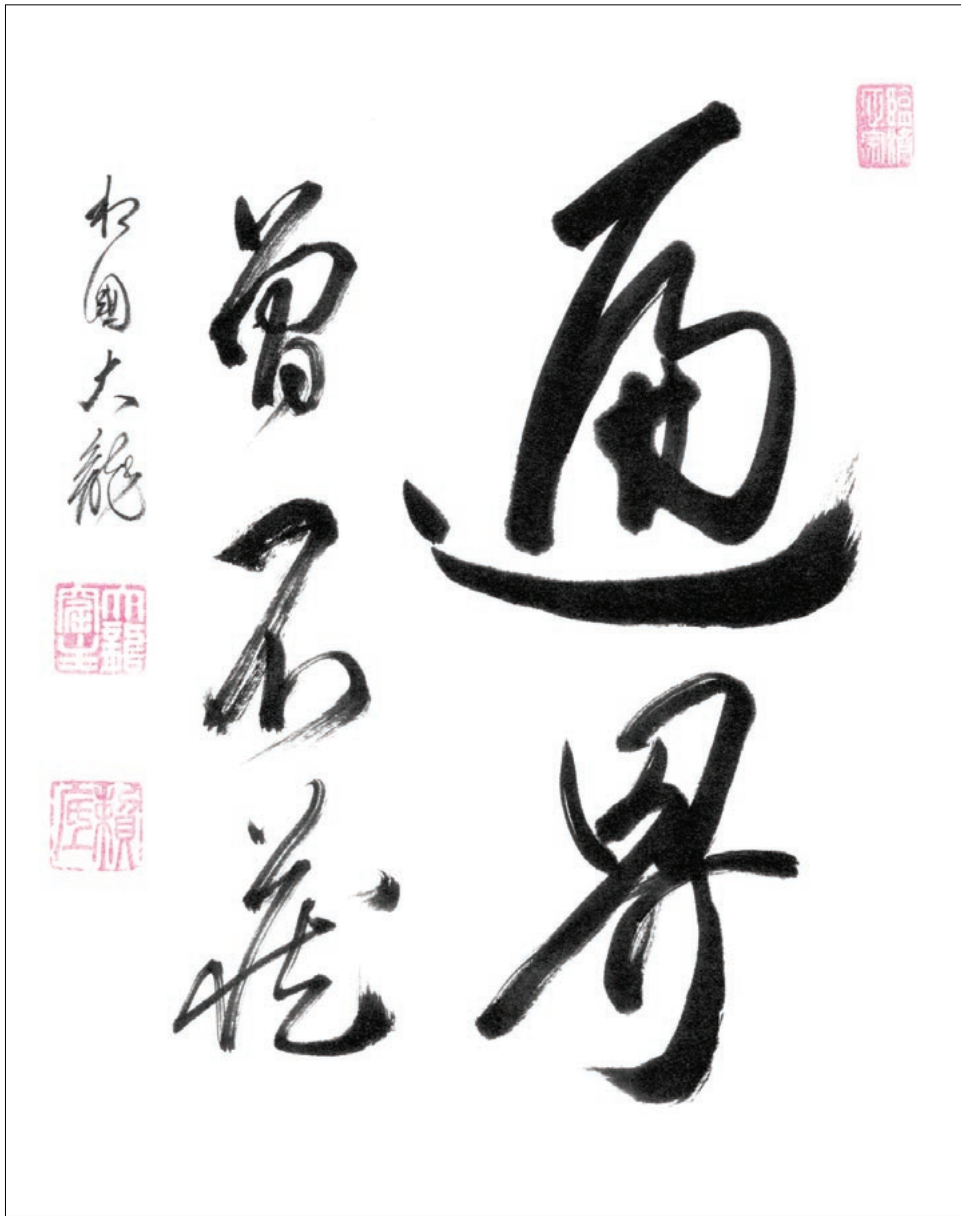
山―」が二回目の実施となりました。期間中約百六万人が訪れ、夜の特別拝観の協賛も得て大成功となり、オフシーズンにおける強力な観光のあり方を明示することにもなりました。また、世界文化遺産の大切さと音楽を通じた国際交流を趣旨としたサクレッドリズム京都は、築城四百年を迎えた二条城に於いて開催され、京都市と京都仏教会が協力し合い、アフガンやアジアの子供達を京都に招くことが出来ました。

の兼ね合いの中で、地方行政では混迷の度合いを深めており、当会も鳥取県仏教会と交流をもち、本年度七月にはこうした問題についての合同のシンポジウムを鳥取県知事出席のもと開催出来るよう実務協議を進めております。

また昨年十二月末に「教育基本法と宗教教育」についてシンポジウムを開催致し、それをまとめた研究小冊子も本年三月に発行致しました。本年はさらに宗教と政治検討委員会の連続開催を行い、再度教育問題を論ずるとともに法改正による書類提出拒否の運動の拡大をさらにはかつてまいりた

いと考えます。

宗教を取り巻く情勢は刻々と変化し、新たに公益法人制度の抜本的見直しの中で、宗教法人や社会福祉法人を非営利法人の対象にという動きもある中で、宗教法人の存在と尊厳について、昨年は福田官房長官との会合も実現致しまし



た。

当会では本年も常に政治や社会情勢に流されることなく国家と宗教のあり方を考究してまいりたく

存じます。

「遍界」とは、遍くすべての世界、つまり全世界ということでは

「曾て藏さず」は、まったく隠さ

ないということ。全世界、すべての真理はまったく隠されることな

す。

目の前に見える世界、それがそのまま真実なのであります。それ以外に、隠された真理などという

ようなものはありません。ただ悲しいことに、私たちの目が煩惱で濁っているために、その真実が見えないだけなのです。柳は緑、花は紅。山は是れ山、水は是れ水。すべてはあるがままにあるのです。そのあるがままにあるものを、あるがままに見ることができれば、すべてが真理の当体であるということがわかるのです。「開眼」という言葉がありますが、まさに眼を開く、濁った眼の濁りを払う。つまり、見る側の意識を変えれば、世界（真理）はそのありのままの姿をあらわしてくるのです。

暑さの続く日々でございます。諸氏に於かれましては、どうかご自愛の程、心より祈念申し上げます。次第でございます。 合掌

宗教情操教育論について

駒沢大学教授（宗教学） 洗 健



一 はじめに

戦後教育の抜本的見直しが叫ばれ、教育基本法の見直しまで検討されている。このような情勢に乘じ、全日本仏教会は、次のような要請書を昨年中央教育審議会に提出した。少々長くなるが全文を引用しよう。

新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方についての「要請書」

財団法人全日本仏教会は、全国七万五千の仏教寺院を包括する五十八宗派を中心に、都道府県仏教会、仏教系諸団体の加盟のもと結成された伝統仏教の連合体であります。結成以来、全仏教宗派が協調して、仏教文化の宣揚と世界平和の進展に寄与することを目的に様々な事業を展開しております。

さて現在、中央教育審議会では、文部科学大臣諮問の下、教育基本法と教育振興基本計画の在り方に

ついて検討が進められ、平成十四年十一月十四日には中間答申が発表されました。

この中間答申でも触れられているように、わが国におけるモラルの低下、青少年の犯罪、いじめ、学級崩壊、家庭崩壊、地域でのしつけや教育に深刻な問題が生じているのも、一つには現行教育基本法の下で道徳教育止まりで、その基礎ともなる宗教教育が過度に軽視されてきた結果であると言えます。

故に、こうした現場における荒廃の解消のみならず、中央教育審議会が目指す人格の完成、我が国の伝統文化の正しい理解と尊重、心豊かでたくましい日本人の育成を考えるならば、現行教育基本法第九条一項に「宗教の社会生活における地位は教育上これを尊重しなければならない」とあるのを、「日本の伝統文化の形成に寄与してきた宗教に関する基本知識及び理解は、教育上これを尊重しなければならぬ」と改正し、併せて

「宗教情操の涵養の尊重」も明記し、教育の現場で実施することが緊要の事と考えます。

また、第九条二項にある「特定の宗教のための宗教教育」という条文は、「特定の宗教のための宗派教育」と改正し、この際、教育現場において宗教教育全般を禁止するような解釈を生む余地をなくすことが肝要と存じます。

なお、学校教育の場における日本の宗教に関する知識理解教育については、対象別の適切な教材・副読本を整備し、正確丁寧な学習指導要領の作成・教員研修等により十分可能であると考えます。

また、国際化時代にあつて異文化理解の観点から、世界の様々な宗教について学ぶことは大切な指摘もあります。しかし、日本の教育改革としては、まず、中等教育段階までは日本の宗教について基礎的知識と理解を与え、その上に立って人格形成上有効と思われる宗教的情操の涵養に教育努力を傾注することが建設的であり、

時宜になつた選択であると考えます。財団法人全日本仏教会は、以上の内容をもつて現在の教育基本法の規定を改正し、国及び地方公共団体が設置する学校の教育の場において、宗教に関する基本的な知識と正しい理解を促す教育及び宗教的情操教育が尊重され、かつ実現するよう中央教育審議会「答申」に盛り込んでいただくことを強く要請するものであります。

平成十五年二月四日

財団法人全日本仏教会

理事長 森 和久

中央教育審議会

会長 鳥居泰彦様

教育基本法第九条改正に関する

全日本仏教会の要請内容

現行教育基本法第九条(宗教教育)

第一項「宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活おける地位は、教育上これを尊重しなければならぬ。」

第二項「国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。」

右の現行法に対し、全日本仏教会としては中教審答申も勘案し、左記の三点を骨子とする条文化を行い関係方面に働きかけていく。

更に宗教教育の実現に対し、仏教会はもとより宗教界及び、広く国民的理解が得られるよう対策を平行して講じていく。

記

一、「日本の伝統・文化の形成に寄与してきた宗教に関する基本的知識及び意義は、教育上これを重視しなければならない。」

一、「宗教に関する寛容の態度及び宗教的情操の涵養は、これを尊重する。」

一、「国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。」

この全日本仏教会(以下、全仏と略す)の要請書には、数多くの問題がある。第一に、この要請書はごく一部の人のよつて作成されたものであり、加盟団体の了承を得たものではなく、その合法性が疑われる。また、その内容も問題である。たとえば、「わが国におけるモラルの低下、青少年の犯罪、いじめ、学級崩壊、家庭崩壊、地域でのしつけや教育に深刻な問題が生じているのも、一つには現行教育基本法の下で道徳教育止まりで、その基礎ともなる宗教教育が過度に軽視されてきた結果である」と述べているが、その根拠は全く明らかではない。日本では私立学校で宗教教育を行うことは自由であり、現に数多くの学校で宗教教育が行われているのであるから、実証的な比較調査を行えば、おそらくこの全日本仏教会の主張は事実と反する主観的主張にすぎないことが明らかになるのではないか。さらに、「日本の伝統・文

化の形成に寄与してきた宗教」といえば、具体的には神道と伝統仏教をさすことになると思われるが、このような偏つた宗教教育を基本法に盛り込むことは、信教の自由を保障し、そのために政教分離を原則としている憲法に違反することになるであろう。国家机关(国・公立の学校を含む)が宗教的に中立でなければならぬことは、最高裁判決でも繰り返し確認されているところである。このように極めて問題の多い「要請書」であるが、ここでは、宗教的情操教育の問題を取り上げたい。宗教教育推進論者は「宗派的な宗教教育は、信教の自由を侵害するので、これを行つてはならないが、一般的な宗教情操の涵養は、大切にしなければならぬ」と主張しており、全仏の要請書もこれに立脚しているからである。

二 宗教的情操とは何か

宗教教育の問題に関して、宗派

的な宗教教育と區別して、宗教的情操教育を推進しようというような奇妙な議論が行われているのは、日本だけである。このような議論が行われるようになったのは、宗教に関する日本の教育政策の歴史と関係がある。日本では、明治の初期には、神官・僧侶が免状を得て神社寺院で学校を開き、学科時間外であれば、宗教教育を行うことも許されていた。しかし、ミッションスクールの発展を通して、キリスト教が国民に浸透することを恐れた政府は、明治三二年「一般ノ教育ヲ宗教以外ニ特立セシムル作」^{※1}という訓令を発して、私立学校を含むすべての学校から宗教教育を閉め出した。日本における宗教に関する教育の混乱は、このときに始まるというべきであろう。立教中学のように、生徒の学校卒業の資格を守るために、宗教教育をあきらめて普通の中学として存続する道を選ぶもの、明治学院のように宗教教育を守るために各種学校の道に進むものなど、

苦難の選択が強いられた。

しかし、政府は昭和七年（一九三二年）「八一一般ノ教育ヲ宗教以外ニ特立セシムル作」^{※2}解釈ニ関スル件」(宗教局普通学務局通牒発第一〇二号)を発し、宗教的情操教育の必要性を認め、さらに昭和一〇年（一九三五年）、「宗教的情操ノ涵養ニ関スル留意事項」という文部次官通牒を出して、学校に於ける宗派的教育は認められないが、宗教的情操の涵養は極めて重要であるとした。このように宗派的教育とは別に、一般的な宗教情操教育が可能であると考えようになったのは、おそらく、一九一七年に出たオットーの『Das Heilige』や、一九二五年のマクドゥーガル『An Introduction to Social Psychology』などの「あらゆる宗教に共通する、普遍的な宗教的情操が存在する」という当時としては新しい学説に飛びついて、これを学校教育に導入すべきであると進言する者があったのであろう。大正デモクラシー以降、

社会主義思想の普及や労働運動の展開をおそれていた政府は、これを押さえ込むために宗教の力を利用しようとして、学校教育に宗教的情操教育を取り入れることに方針転換したものとされる。^{※2}

しかし、特定の宗教とは関わりのない宗教的情操などというものが果たして存在するであろうか。宗教的情操とは、宗教的信仰に伴う感情の体系である。宗教の世界が、感謝や法悦、畏れや憧れなど、様々な感情に満たされた世界であることはいうまでもない。感情はその時々で動き、移ろうものであるが、その底流に一貫して流れる宗教に向けられた基調的感情が情操である。情操が信仰に伴う感情の体系なのだから、特定の宗教を離れた信仰が存在しない以上、特定の宗教を離れた一般的、普遍的な宗教的情操もあり得ないというべきではないのか。オットーやマクドゥーガルの学説は、大変有名なものではあるが、その発表当初から、その内容は著者自身の信仰

の投影にすぎないという批判があり、今日の宗教心理学ではそれぞれの宗教にそれぞれの宗教的情操があることを認めるとしても、一般的・普遍的な内容の宗教的情操などというものは存在しないと考えるのが、定説化しているというべきであろう。宗教的情操の意義を認め、これを論じたオールポートにおいても、宗教的情操の展開様式の発達を論じたのであり、宗教的情操の内容がいかなるものであるのかは論じていない。^{※3}

宗教教育推進論者は、特定の宗教に関わらない一般的な宗教情操の例として、しばしば「生命の根元に対する畏敬の念」などをあげる。^{※4}なるほど、生命の神秘を前にして、おののくような命への尊崇の感情は、多くの宗教に見られる情操であるかも知れない。そして、命の大切さを学校で教えることも可能かも知れない。しかし、通常の授業において、命の大切さを知的に理解させることは出来ても、「畏敬の念」、つまり、生命の

神秘におののく感情まで植え込むことが出来るだろうか。宗教的な信仰を離れて、このような感情を与えることは不可能であると考えられる。

三 宗教的情操の形成

宗教的情操は、宗教的理念や思想を受け身で理解するだけで形成されるものではない。それでは、宗教的情操はどのようにして形成されるのであろうか。それは礼拝や儀礼を含む何らかの宗教的な実践活動を積み重ねることによって、形成されるのである。自ら宗教的活動を行えば、そこには必ず感覚的、感情的な体験を伴う。このような体験の積み重ねによつて情操が形成されてくるのである。特定の宗教を離れた礼拝も、儀式も実践もあり得ないことは明かであるから、特定の宗教を離れた宗教的情操教育もあり得ないのである。宗教情操教育推進論者は、宗派性を離れた一般的な宗教情操の名

の下に、意識的、無意識的に、自分が好意を寄せる宗教の価値をすり込む教育を目指しているといわねばならない。実際、特定の宗派的教育を禁止しながら、「宗教的情操教育は重要である」とした戦前の教育では、何が行われてきたのか、振り返ってみればその間の事情が明白になるであろう。前述した通牒「宗教的情操ノ涵養ニ関スル留意事項」では、「学校ニ於テ宗派的教育ヲ施スコトハ絶対ニ之ヲ許サザルモ人格ノ陶冶ニ資スル為学校教育ヲ通ジテ宗教的情操ノ涵養ヲ図ルハ極メテ必要ナリ（但シ学校教育ハ教育勅語ヲ中心トシテ行ハルベキモノナルガ故ニ之ト矛盾スルガ如キ内容及方法ヲ以テ宗教的情操ヲ涵養スルガ如キコトアルベカラズ）」と述べていたのであって、実際に学校で実施されたのは、決して特定宗教を離れた情操教育ではなく、国家神道的情操のすり込み教育であったのである。皇国仏教はこれを受け入れ、仏教儀式の形をとりながら、

国家神道教育を行ったのである。それは単に国家神道思想の知的教育にとどまらなかった。校長が教育勅語を奉誦するときには、生徒は直立不動の姿勢をとることが求められ、奉誦が終われば勅語の「御名御璽」に対して、最敬礼をすることが要求された。儀式、礼拝を伴っていたのである。紀元節、天長節などの祝日には、授業は行われなかったが、決して学校が休みになつたわけではない。それぞれの祝日の意義についてのお話を聞かされ、そしてここでも檀原神宮や皇居に向かつて遙拝するという儀式を伴っていたのである。さらに、日常的に生徒を地元の神社参拝に連れて行つたり、学校には御真影を安置する奉安殿を設置し、その前を通るときには最敬礼をすることを要求した。このような儀式、儀礼を実践させることによつて、天皇に対する畏敬の念、畏れ多いという感情をすり込んでいたのである。

論者が、すべて国家神道復活を議論んでいるものと断定することは出来ない（が、その復活を願っている者もいることは事実である）。しかし、宗教的情操の涵養には、このような何らかの儀式、儀礼などの宗教的実践を行わなければならない以上、何か国家神道に代わる国民的宗教を（特定の宗教ではないと称して）創唱することにならざるを得ないのであって、これが国民の信教の自由を侵害する極めて危険な試みになることは言を俟たないのである。全仏の「伝統・文化の形成に寄与してきた宗教」を特別扱いにしようとする提言も、このような意図に無関係ではないといわなければならない。

四 宗教に関して、

何を教育すべきか

国・公立の学校における宗教に関する教育は、信教の自由を保障するという憲法の基本原則に立つて行われなければならない。宗教的・世界観的価値の選択・決断は

あくまで学生、生徒（または両親等）の自主性にゆだねられるべきものであるから、学校における教育はその選択を助けるために、宗教に関する客観的知識を与え、理解を深めさせることに止まらなければならぬ。宗教的価値のすり込みにつながる情操教育の実施などは論外である。現行の教育基本法第九条は、この原則に立脚するものであり、改正の必要がないというより、今後ともしっかりと守っていく必要がある規定である。宗教に関する知識教育は、現行法でももちろん許されているのであって、これが許されないとする解釈では、歴史や文化に関する教育は一切不可能になるので、正しい解釈ではない。現行のカリキュラムにおいても、歴史や倫理の教科において、宗教の歴史や思想についての教育は現に行われている。特に高等学校の倫理の教科では、世界の主要な宗教思想が、哲学など世俗の思想、イデオロギーと共に公平に取り上げられているの

で、教材として特段の問題はないようである。ただ、教員が特定の宗教やイデオロギーに肩入れする危険を避けるためには、宗教別思想の概観や思想の展開の記述は歴史の教科にゆだね、倫理では宗教を構成する各要素、すなわち、世界観、人間観、他界観、価値観などごとに、各宗教を比較してその特徴を理解させるような構成になつていく方が、望ましいのではないかと思われる。現状においても、宗教思想の知識教育はある程度行われているのだが、それは宗教に関する教育の現状に全く問題がないのかといえばそうではない。倫理などの教科が受験にあまり役立たないので、これを選択する者があまりに少ないなどの問題もあるが、もつと根本的な問題は、宗教やイデオロギーが持つ意味や働きについてほとんど教えられていないという点であろう。学校における教育は、科学的知識の教育が中心であるが、科学がもたらす知識と、宗教やイデオロギーの思

想とは、外形的に類似していても、その性質は全く異なるものである。科学的知識は、それ自体に価値を内包するものではないから、これを理解し、納得しても、そのことによつて動機づけられ、行動に駆り立てられることはない。ただ、人が何らかの動機によつて、事を為し遂げようとするときに、いかにすれば、これを為し遂げることが出来るのか、その判断を助けることが出来るのみである。一方、宗教やイデオロギーは、それ自体が世界観、価値観を内包しているもので、これを受け入れるとき、人は自らの生き方を動機づけられ、行動に駆り立てられる。人生を決定する働きをもっている。そして、それは基本的に主観性を持つものであり、客観的にいづれが正しいかというような基準はない。宗教やイデオロギーに関して教育するにあたっては、このことを十分に理解させることが、決定的に重要である。もちろん、このような理解をさせることは、あま

りに幼い児童には困難であるかも知れない。しかし、中等教育段階では、ある程度可能なのではないか。つまり、世界の主要な宗教について、その歴史や思想内容を中立的立場から教えると共に、その働きや意義について理解させ、学生・生徒の選択・決断に備える教育、それが国・公立学校における宗教に関する教育として、許される範囲であり、また求められるところであると思われる。その意味では、宗教思想の概観や思想の歴史的展開については、歴史の教科にゆだね、倫理の教科などでは、宗教を構成する要素、つまり、世界観、人間観、他界観、価値観などごとに、各宗教を比較してそれぞれの特徴を把握させ、それが文化、社会、人間生活に及ぼす影響や働きを理解させるような教材構成にする方が望ましいように思われる。そのような教育は、一般社会や両親にも広く見られる宗教への無関心、宗教の重要性に対する認識の欠如を解消する上でも、有

用なのではないか。

このような教育を進めていく上での問題は、これをなし得る教員をいかにして確保するかということであろう。宗教に対する中立的なアプローチということは、言葉で言うほど簡単なことではない。

人間は誰しも、自分の価値観を持っているので、これに左右されることなく、中立的なアプローチ（諸宗教間の中立のみではなく、宗教と世俗の間でも中立でなければならぬ）をするには、それなりのトレーニングを必要とする。

この教科を扱う教員は、最も厳格な意味での宗教学（仏教学やキリスト教学、神道学などとは区別される価値中立的な科学としての宗教学、宗教人類学など）を学ぶ必要がある。それも単に宗教学の授業を一年間受講した程度では不十分であり、ゼミなどで自ら宗教を取り扱う研究を行ってみる修練を経なければならぬ。そのためには、教員免許制度の改正（現行の「宗教科」の免許では不適當であ

る）、教員養成大学のカリキュラムの改正など、計画的な教員養成が必要であり、安直な教員研修程度では対応できないものと思われる。

五 結 び

中教審は宗教重視の中間答申を出し、全仏はこの機を捉え前述のような「要請書」を出したのであるが、宗教の問題は重要であるが故に、この要請はあまりに軽率であるといわねばならない。教育の現場で、宗教の問題が軽視されている現状に対する不満から、宗教の重要性を認識させたいという思いに出たものであろうが、ひいきの引き倒しになって、宗教的価値を植え付ける宗教情操教育や、神道、仏教に偏った教育を要請するなどは、信教の自由の保障、そのための政教分離（国家機関、つまり国・公立の学校の宗教的中立性）という憲法の基本原則を踏み外すものである。国・公立の学校

における宗教に関する教育については、信教の自由の保障、政教分離という憲法原則の下で、考察されなければならない。憲法改正論議も高まってきているが、信教の自由の保障（人権の尊重）という原理は、国連宣言でも確認されている世界の普遍的原理であり、いかなる憲法改正が行われる場合にも、これをゆるがせにする事があってはならない。また、信教の自由を本当に保障するためには、国家の宗教的中立性は不可欠なのであり、政教分離は必然の制度であると考える。宗教に関する教育は、私立学校においてはその自由が保障されなければならないし、国・公立の学校においては、いかなる意味でも宗教的価値のすり込み教育は行われてはならない。国・公立の学校においては、学生、生徒が自ら、宗教や世界観を選択し、決断をする上で、その判断を助けるための知識や理解を与えるための教育に徹するのだからならぬ。

英文タイトル On the Educational Theories of the Religious Sentiment.

* 明治三十二年文部省訓令第一二号

「一般ノ教育ヲシテ宗教以外ニ特立セシムル件」。「一般ノ教育ヲシテ宗教ノ外ニ特立セシムルハ学政上最必要トス依テ官公立学校及学科課程ニ関シ法令ノ規定アル学校ニ於テハ課程外タリトモ宗教上ノ教育ヲ施シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ行フ事ヲ許サルヘシ」

*₂ 鈴木康之「近代日本における宗教教育の歩み」、日本宗教学会「宗教と教育に関する委員会」編、『宗教教育の理論と実際』所収、一九八五年、鈴木出版、一一〇頁。

*₃ オールポルト、*The Individual and His Religion*, 1950, Macmillan. (原谷達夫訳「個人と宗教」、一九五三年 岩波書店)

*₄ 家塚高志「宗教教育の理念」、前掲『宗教教育の理論と実際』所収、二二八頁。

「宗教教育推進」問題についての要請書

教育基本法は昭和二十二年に公布・施行されました。憲法との関係が深く「憲法的法律」ともいわれています。その第九条が宗教教育に充てられ、次のように規定されています。

1、宗教に關する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。

2、国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

教育基本法の改定は制定以来幾度か議論されてきましたが、平成十二年七月の臨時国会で森喜郎首相（当時）が所信表明において同法を「抜本的に見直す必要がある」と発言。また、小淵内閣のもとで発足した教育改革国民会議は同年十二月の最終報告で「新しい時代にふさわしい教育基本法を」と提言いたしました。

翌十三年十一月には遠山敦子文部科学大臣が中央教育審議会に教育基本法の見直しを諮問。同審議会は十四年十一月に中間報告、十五年三月二十日に最終答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」を遠山文科相に提出しております。

教育基本法第九条に関しては、中教審のヒアリングを受けた日本宗教連盟が、十五年一月二十二日付で中教審に意見書を提出しました。日宗連はその中で、「公教育における宗教教育全般を禁止するかのような解釈を生む余地をなくすため」として、第二項の禁止の具体的規定として「特定の宗教のための宗派教育」という表現を用いることなどを提言しております。

全日本仏教会もまた十五年二月四日付で中教審宛に「要請書」を提出し、「特定の宗教のための宗派教育」という表現の導入とともに、「日本の伝統文化の形成に寄与してきた宗教」という概念や「宗教的情操の涵養の尊重」を答申に盛り込むよう求めた旨、私たち加盟団体に對し報告がなされました。さらに宗教教育推進特別委員会を立ち上げ、公明党・共産党を除く主要政党や文部科学省への要請伝達・意見交換、加盟団体への趣旨説明など、教育基本法第九条改正のための活動を展開している、とうかがっております。

ただし、貴会のこうした動きに関しては、主要加盟教団の一部からも批判の声が出始めております。広く社会を見渡しても、公教育における宗教教育については意見が大きく分かれているのが現実です。

当会はかねて改定宗教法人法に関しては憲法が保障する信教の自由、政教分離の原則から、改定は違憲との立場で問題提起を行ってまいりましたが、それにつながる問題意識から「公教育における宗教教育」についても討議を重ねてきました。その結果、この教育基本法の改定問題も、平成七年の宗教法人法改定と同じく、国家と宗教の関係、政教分離、信教の自由の問題に深く関

わっているという認識を深めました。

そうした議論と背景を踏まえ、今年二月、私ども京都仏教会の代表は貴会と会合を持つに至りました。貴会からは宗教教育特別委員会の杉谷委員長をはじめ、小林事務総長（当時）など事務総局の方々が出席されました。この会合において、私どもは「日本の伝統文化の形成に寄与してきた宗教」「宗教的情操の涵養」という概念やその目指すところについて疑問を呈するとともに、加盟団体との十分な議論を経ることもなくいきなり「推進委員会」（検討委員会でなく）を立ち上げたのは何故かという手続上の問題に關してもお訊ねいたしました。

宗教に關する教育がきわめて重要であるという基本的な認識では、私ども京都仏教会も貴会と一致している、と考えております。ただし、以上に触れた点以外にも、まだまだ議論が必要な具体的な問題が数多く存在します。例えば、教育基本法改定と現行憲法の改定の動きが連動しているという指摘がなされておりますが（そして、今年の全日仏新年会では来賓の国会議員からそれを肯定する発言があったようですが）、貴会におかれましても宗教教育特別委の「教育基本法改正推進」と第九条を含む憲法改定との連動は是認されるところなのでしょう。か？残念ながら現状は、このような深刻な疑問を積み残したまま、意図が理解しにくい「推進」の動きだけが独走している印象を否めません。

私どもは少しでも多くの宗教者が「宗教に關する教育」の問題に認識を深め、「宗教に關する教育」のあるべきかたちをとるに検討することが必要だ、と考えます。たとえ政界において宗教教育再検討の動きがあるとしても、こうした時局にこそ、加盟団体全ての英知を結集して、尚更慎重に議論を重ねるべきものではないでしょうか。

ここに、全日本仏教会に加盟する京都仏教会として、宗教教育推進特別委員会の活動と宗教教育推進に係わる貴会の既定方針をもういちど根本的に見直すようお願いするとともに、加盟団体を構成する一般の宗教者にもより開かれたかたちで「宗教に關する教育」の議論が展開されるよう提言いたします。

平成十六年四月十九日

合掌

全日本仏教会 理事長 里見達人殿

〒六〇二〇八九

京都市上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町六八四―一

電話 〇七五―二二三―六九九五

京 都 仏 教 会

理事長 有馬頼



イラク人質事件から見る 国家と個人

龍谷大学教授（社会学）

田 中 滋



憔悴しきった様子でうなだれ無言の行進を続ける人質となった人々。その行進は解放の喜びに充ち溢れたものとなるはずであった。しかし、彼らには「自己責任」という名のバッシングが浴びせられ、入院費や航空代が請求されるという手厳しい土産付きの帰国であった。なぜ彼らはこんな仕打ちを受けなければならなかったのか。それは、福田官房長官の苦々しい表情から容易に察せられるように、直接的には人質事件をきっかけとした自衛隊イラク派遣批判の世論の盛り上がりや政府が阻止しなかったからである。しかし、対イラク戦争を仕掛けたアメリカのパウエル国務長官の「日本人は彼らを誇りに思うべきである」との立場上大胆とも言える発言と日本政府の冷たい対応との間の大きなギャップは、自衛隊派遣批判を封じるという理由だけでは説明できない。

戦後の日本は、植民地の喪失によって数少ない残された資源の一つとなった人材を教育・組織・管理し、科学技術の発達を促し、生産の拡大・効率化、製品の高品質化を目指した。これに対して、戦前の日本では、生産もさることながら市場の拡大、資源の確保が国家によって軍事的に目指された。そして、一九八〇年代以降のグローバルライゼーションの進展と東西対立の崩壊は、戦前とは違った形であるにしろ、「生産の論理」よりも「市場・資源の論理」が優位する状況を世界的規模で再び生み出した。国際世論を無視した今回のアメリカによる石油利権絡みの露骨な対イラク戦争はそうした世界的な趨勢の一つの突出した現象である。

「生産の論理」が中核的な構成員を守り育てる「組織の論理」と親和的であるのに対して、「市場の論理」は育てるよりも買うあるいは奪う論理を優先する（これは、巨人軍やヤンキースのことを想起していただければ、容易に理解できよう）。一方、市場の論理に曝された個人は、組織という衣を脱がされた裸の個人となり、みずからの能力（商品価値）を高め維持することを常に心掛ける自立した個人となることを求められる。

こうした市場の論理をイデオロギー化したのが、今や流行り言葉とさえなったネオ・コン（ネオ・コンサバティズム）すなわち新保守主義（新自由主義）である。これは、直接的には福祉国家Ⅱ行政国家の肥大化・非効率化とそれらの結果としての財政赤字などの問題に対する打開策として打ち出され、一九八〇年代にドミナントとなったイデオロギーであるが、その背後には、市場の論理を世界規模で優位にさせるグローバリゼーションの進展がある。

国民は国家によって保護される存在である前に、みずからの責任でみずからを守る存在であるべきだというのが新保守主義（新自由主義）の発想である。イラクで人質となった人々に対するいわゆる「自己責任論」にもとづくバッシングの背景にはこのイデオロギーがある。

しかし、これでもまだ日本政府や世論による人質バッシングとパウエル発言とのギャップは埋められない。このギャップを埋めるのが、東西対立崩壊後の日本における国家のつまずきである。

先に述べたように、戦後の日本は生産の論理を優先させることによって経済大国となることに成功した。東西対立下のアメリカの庇護（核の傘）の下、国際政治という市場の論理がドミナントな舞台から距離を取ることができ、生産の論理に専念することができたからである。

しかし、グローバリゼーションの進展は、東西対立を崩壊（ソビエト連邦の崩壊）させ、日本をアメリカの庇護の下から放り出すことになった。すなわち、グローバリゼーションは、個人に対して自立を求めたのと同様に、日本に対して国家としての自立を求めたのである。それは、まず湾岸戦争における国際貢献として、またバブル経済崩壊後の内需拡大による景気回復への国際的圧力として現われた。日本はこれらの課題をクリアすることにももの見事に失敗する。そして、そのツケが今回の大義なきイラク・アメリカ戦争への世論の反対を押し切つての参戦であり、また一九九〇年代の闇雲な公共事業の拡大による現在の莫大な国家財政赤字の累積である。なぜ日本は失敗したのか。それは端的には市場の論理が優位する国際政治という舞台に不慣れであったからであるが、その背後には戦後に形成された国内の政治構造がある。本稿のこれまでの記述では、グローバリゼーションがあたりかこの十年、二十年の間に起こったかのように思われるかもしれないが、実はグローバリゼーションは戦後一貫して進展しており、この十年、二十年間で急加速化したにすぎない。戦後日本の国内政治の一つの特徴として挙げら

れるのが、「土地に縛られ自由な経済活動を世界を舞台に展開することができず、それゆえにグローバルライゼーションの荒波に耐えることができない弱者」（地方の農林漁業、建設業、中小地場産業、小売業など）をいかに守るかということを課題としてきたことである。これらの弱者は周知のように政権与党・自民党の最大の集票基盤でもありつづけた。

ところで、現在の日本にはこれらの「土地に縛られた弱者」として忘れてはならないもつと大きな存在がある。それは、意外にも地方自治体（地方政府）であり、さらに大規模のものとしての国家（中央政府）である。

日本において近代国家が産声を上げたとき、その国家（中央政府）は、海外（国際社会）へのほとんど唯一の窓口であった。その後、日本は、殖産興業、富国強兵、追いつき追い越せと、その時々目標は異なるにしろ国家主導の下で発展してきた。その結果、国民は、国家と社会とを区別すること、言い換えれば、国家を全体社会の特殊であるにしろ一構成員（団体）であるということを認識することが困難となつてしまった。

これは、地方自治体（地方政府）についても言える。戦前の自治体は、たとえば府県知事が国によって任命されるといったように、国家の出先機関として存在し、それが人々の間に「お上」意識を生み出し、その意識に今も人々は掬め捕られている。

しかし、国家（中央政府）にしろ、地方自治体（地方政府）にし

ろ、それらは日本という社会全体の中のそれぞれ一団体なのである。そして、それらが今や土地に縛られた弱者となつていたのである。

戦後日本の国家は、敗戦によって軍事力をもって国際社会の市場の論理に対峙するのを止めざるを得なくなり、国内の生産セクター（製造業など）を行政指導などのさまざまな政策手段で誘導・支援し国際競争力を涵養するという形で間接的に国際的な市場の論理に対応し、みずからはむしろ国内の土地に縛られた弱者を支援することに力を注いできた。

しかし、それは国家や地方自治体みずからが土地に縛られグローバルライゼーションの荒波に対抗する力をもたない弱者となつていく長い道程でもあった。当初はグローバルライゼーションに対応する政策としてなされたことが通常化・常態化することによって、国家や地方自治体は、土地に縛られた弱者を支持基盤とする中央・地方の政治家たちの当選や政権維持のための活動を恒常的に行うことに結果となつてしまった。その結果、国家や地方自治体は、まさに土地に縛られた弱者の論理によって活動する存在となり、みずから土地に縛られた弱者となつてしまったのである。

弱者に対する支援が中央官僚の机上の計画に基づいてただ補助金を配分するというやり方をもしも取らなかつたとするならば、土地に縛られた弱者も現在のレベルまでには疲弊しなかつたであらう。そして、国家や地方自治体も土地に縛られた弱者の仲間入りをすることもなかつたかもしれない。しかし、現実はそのはならなかつた。

われわれこそ国家を主導する存在であると自負しかつては政治家を蔑視さえしていた中央官僚たちも、そして、地方自治体の官僚たちも、この土地に縛られた弱者のために出来上がった歪んだシステムの中で生きていくという選択を徐々にすることとなった。そして、今や国家や地方自治体はそれぞれに膨大な数の特殊法人などの関連団体・企業を無数に抱える巨大な利益集団（土地に縛られた弱者のための互助団体）となったのである。いわゆる天下りは、中央・地方官僚のこの互助団体内部での人事異動なのである。

グローバルイゼーションの下での市場の論理は、市場的自由を確保するために国家間の「制度の平準化」を促し（たとえば、WTO による関税率の取り決め）、新保守主義のイデオロギーと相まって「小さな政府」への流れを形作ってきた。しかし、日本の国家（政府）はこのような土地に縛られた弱者のための互助団体となるという形でもあまりにも肥大化し、また非効率化していた。

グローバルイゼーションの進展に伴って、ヒト、モノ、カネ、情報が世界中を縦横無尽に動き回り、いずれの国の国家であれ、国家は自国内と外国とのそれらの流れをコントロールするどころか、把握することすら困難となってきた。国家（政府）が海外（国際社会）へのほとんど唯一の窓口であった時代はるか昔のこととなった。

そんな時代に弱者の互助団体の一員となってしまう国家が国際社会のシビアナ市場の論理に耐える力をもつことはできないし、国際社会全体の利益とも両立可能な形で日本の国益を構想することが

できないのもあまりにも当然である。それは、ただ政権維持と互助団体全体の自己保身だけを考える国家である。

しかし、国家財政赤字は先進国の中で最悪の水準となり、切羽詰まった中央官僚は、形ばかりの中央省庁再編でみずからの改革は終わらせ、市町村レベルの地方自治体と土地に縛られた弱者の切り捨てという方策を打ち出してきた。弱者の互助団体内部のより弱い弱者を切り捨てみずからの生き残りを図ろうというわけである。現在アメとムチを駆使して強引におこなわれている平成の大合併は、地方自治体への交付金減額による国家財政負担の軽減を狙ったものであるが、これなどは地方切り捨ての一つの典型的政策である。「金の切れ目が縁の切れ目の地方分権」とでも表現すべき今回の合併劇に地方分権の理念はない。

小泉首相はそうした中央官僚の思惑とマッチする志向性をもっていった。彼が自民党の抵抗勢力と呼んだのは、土地に縛られた弱者の互助団体の利害代表者たちであったからである。そして、土地に縛られた弱者を切り捨てようとする彼の政策は、都市部の人々に人気を博することになる。それは、土地に縛られた地方の弱者に対する保護と都市部の人々との利害は相反すると都市部の人々は感じていたからである。たとえば、米の輸入自由化をめぐる都市と農村の対立を想起していただきたい。また抵抗勢力呼ばわりされた自民党も小泉首相の人氣に依存しなければ生き残れないまでに弱体化しており、政権与党に留まるための究極の選択としてみずからの存在を否

定する小泉首相を担ぎ続けるという奇妙な構図ができあがり安定化してしまった。

しかし、人口の大部分を抱える都市の人々の心をくすぐる小泉首相の方策は非常に危険なものである。彼と中央官僚が切り捨てようとしているのは土地に縛られた地方の弱者だけではなく、都市のあるいは農山村のといった区別を問わない社会的弱者一般であり、しかも彼等の方策は実質上そうした切り捨ての対象となる社会的弱者を拡大していくものとなっているからだ。

たとえば、教育の切り捨てである。教育は、生産の論理が重視された戦後の時代には不十分であるとはいえ、それなりに重視されてきた。しかし、経済成長によって社会が豊かになると歩調を合わせる形で教育の充実が図られることはなかった。そして今や切り捨ての対象となった。生き残れる教育機関だけが生き残ればよいという政策である。しかし、この教育の切り捨てが社会的弱者の拡大再生産となることは明らかである。

ところで、弱体化した国家は政権維持と自己保身のためにどのような手段をもっているのだろうか。かつての常とう手段は一か八かの戦争である。今回の多国籍軍への参加にみられるように近い将来はすでに分からなくなってしまうが、取り敢えず現在の日本がそこまで踏み込む可能性は小さいが、イラクの自衛隊に攻撃が加えられるのを内心待っている人もいないわけではなからう。予算配分による利害関係者の操作・動員は、赤字財政ゆえにすでに選択肢か

ら消え去ろうとしているし、速攻性にかける。残された手段は、政治的シンボルへの依存であり、またマスメディアを利用したドラマ仕立ての情報操作である。そして、いまだに国家が自由にできる暴力装置・諜報機関としての警察の利用もある。

政治的シンボルへの依存としてたとえば現在挙げられるのは、日の丸や君が代の学校教育現場への強制であろう。しかし、その効果は学校教職員を統制するのに即時的効果をもつにしろ、そうした教育を受けた子供たちがあつ社会的な影響力は将来のものであり、また未知数である。残された即効性のある現実的手段は、マスメディアを利用したドラマ仕立ての情報操作ということになる。

最近の事例を挙げるならば、年金未納問題をめぐる政治家の辞任劇が典型的なものとなる。なぜ福田官房長官は辞任したのか。それは民主党の菅代表に辞任を迫るものであつたであろう。その後、なぜ与党・公明党の神崎代表は居直つたのか。それは、居直りの社会的なインパクトを小さくし、小泉首相の居直りをお膳立てするたためであつたのであろう。ドラマのシナリオは苦しいものであるが、その短期的な効果は取り敢えず見事である。

また、北朝鮮拉致被害者とその家族の問題もマスメディアを利用したドラマ仕立ての情報操作の典型的事例であると言えよう。彼らは戦後一貫して無視され続け、注目を集めたときには徹底して政治の道具、小泉首相の人気取りの道具とされる。そして、政府にクレームをつけるとバッシングを受ける。被害者の人権をここまで踏み

躡ってよいわけがない。

ここまで述べれば、イラクで人質となり死線をさまよう過酷な状況下に置かれた人々への情け容赦ないバッシングの理由はもはや明白であろう。彼らは、弱体化した国家が自己保身のためになりふり構わず仕掛けたドラマ仕立ての情報操作の犠牲者・弱者となったのである。国家はその国民の生命・財産を守らなければならないという大原則に背を向けてまで彼らを情報操作の餌食としバッシングした。それは、現在の国家の弱体化、国際政治への対応能力の欠如、弱者切り捨て政策の拡大等々の国家の現在の姿を象徴的・集約的に示した現象であったのだ。

誤解のないように述べておくが、私は、「国家よ、強くなれ」と主張しているわけでは決してない。グローバルイゼーションの進展、まさにワールド・ワイド・ウェブ(WWW)なインターネットの普及、地球環境問題の深刻化などから容易に知れるように、今や地球はますます小さくなった。そんな時代に、国家がそのエゴにもとづいて行動する時代はとくに終わっている。ブッシュ大統領の対イラク戦争の時代錯誤はまさにそこにある。

これからの国家は小さなものでよい。しかし、それは、新保守主義のようにすべてを市場の論理に任せようというのではない。しばしば暴力的・略奪的でさえある市場の論理のグローバルイゼーションによる拡大から国民を以下のような基準を充たしつつ保護すること、これが国家の新しい役割である。その基準の一つは、国民の間

の公平性を担保することである。日本で戦後の国家が行ってきたような一部の弱者のみを対象とし他を排除するというやり方では、国家そのものが一部の弱者の代理人になってしまう。もう一つの基準は、その保護の仕方が環境破壊的でないことである。日本の従来のやり方は、環境破壊的にかつ不要な公共事業を地方の土地に縛られた弱者にばらまくというものであったが、そうしたやり方は地元の自治体に将来的には過大な財政負担を負わせ、その山河を魅力のないものにし、結局その疲弊を早めるだけである。ブッシュ大統領は石油消費の減少による国内経済への悪影響を考えて温暖化防止条約から離脱した。しかし、彼のこの選択がいかに時代錯誤的であるのかはこの基準から明らかであろう。

ブッシュ大統領はあまりにも多くの過ちを犯した。今回の大義なき対イラク戦争の原因は9・11ニューヨーク・テロにあると多くの人が考えているが、実は9・11テロの原因はブッシュ大統領のイスラエルの横暴を許すパレスティナ政策にある。すべてはブッシュ大統領とその新保守主義者の側近たちのいわば自業自得あるいは自作自演のドラマなのである。後世の人々は、ブッシュ大統領をアメリカが東西対立崩壊によって唯一の超大国となつて以降の大統領の中で最悪の大統領であると考えてであろう。そんなブッシュ大統領に付き従うことは、近視眼的に見れば日本の利益になることもあろうが、長期的に見れば日本にとつてばかりではなく、世界にとつてあまりにも危険なことなのである。



京都仏教会・宗教と政治検討委員会

改定宗教法人法による
書類提出と情報公開
鳥取県の事例を受けて

四月九日 会場・京都全日空ホテル

出席者（敬称略）

洗 建（駒澤大学教授）
田中 滋（龍谷大学教授）
田中 治（大阪府立大学教授）
力久 隆積（善隣教教主）
岡田 弘隆（真言宗智山派・弁護士）
板垣 真光（パーフェクトリパティアー
教団・弁護士）
宮城 泰年（京都仏教会常務理事）
安井 攸爾（同理事）

佐分 宗順（同評議員）
横江 桃国（同評議員）
<オブザーバー>
府上 征三（日本キリスト教団）
千葉 宣義（日本基督教団）
中村 見自（曹洞宗）
橋本 壽幸（曹洞宗）
<司会> 長澤 香静事務局長

司会・平成十六年度「宗教と政治検討委員会」を開催します。今回は「改訂宗教法人法による書類提出と情報公開―鳥取県の事例を受けて」をテーマに、特に、鳥取から曹洞宗宗会議員・中村見自先生、長野県から同じく曹洞宗宗会議員の橋本壽幸先生にもご参加いただいております。

討議に先立ち、まず大きな流れだけをご説明しておきますと、宗教法人法改定後、情報公開法が制定され、提出書類の扱いが問題になったのはご承知の通りです。提出書類の原則非開示は国会で確認され、確かに文部科学省レベルでは原則非開示は守られてきたわけですが、都道府県のレベルでは必ずしも厳密に守られていないのが実態のようです。それぞれの条令に基づいて、独自の判断で開示されていると、そう解釈せざるを得ない事実がございます。鳥取県の事例はきわめて突出したように思われていますが、こういった流れの中では当然ありうる対応であったと考えられます。

また、提出書類に関する事務一般は法定受託事務であると認識されてきましたが、さきごろ文化庁次長から鳥取県知事に示された回答では初めて書類の管理（開示も含め）は「法定受託事務と密接不可分の関係を有する」と、法定受託事務と一応一線を画したと考えられる表現を用いています。法定受託事務ではないということになりますと、各都道府県が基本的にそれぞれの情報公開条令で対応を決めていいということに繋がる可能性があると思います。

もう一つ問題になるのは情報公開の基準です。行政側が宗教の定義にまで踏み込んで、しかもそれが都道府県によってまちまちであるという可能性が出てくるということです。さらに、書類提出を拒否している法人に対する所轄庁の対応もまちまちなどがある。少なくとも二、三年前まで、一部の県では不活動法人でもないのに書類を提出していない宗教法人に過料の手続きを行なっていない、という事例がありました。情報開示の問題も含めると、この書類提出に関して都道府県でかなり大きな格差が生じている。これも大変重要な問題ではないかと思えます。

京都仏教会といたしましては平成七年の宗教法人法改定に際して反対運動を開始し、特に書類提出義務については、今回の鳥取県の事例を踏まえたものを含め、三回にわたって意見書を皆様にお送りいたしました。二度目の意見書では、情報公開法との関係にも言及し、提出書類が所轄庁によって公開される可能性が高いことを警告しています。今問題になっている鳥取県のケースはまさにこの危惧が現実化したということになるかと思えます。

では、はじめに中村先生から鳥取県の状況をお話しいただきたいと存じます。

中村・地元の一宗教法人の立場でお話しさせていただきますとあります。ご承知の通り昨年末、情報開示の問題が大きく取り上げられました。たまたま私は橋本氏など同僚議員何人かと一緒に公益法人改革問題や宗教法人法などに関して勉強会をもつてきた経過から問題意識もあり、鳥取県の措置について「ちょっと待ってほしい」ということで、一月二十日付で質問状を出したわけです。しかし県の回答がどうも納得いかず、二月に私が所属する鳥取県曹洞宗宗務所の第五教区で臨時教区総会を開いてもらい経過を話しましたところ、教区のみならず「それはおかしい」という反応で、当分の間、書類提出を見合わせる事が決議されました。これが大変な反響を呼び、私どももなんとか頑張ろうと、改めて私の個人名で二回三回と質問状を知事宛に提出しました。

この問題には基本的には情報開示という問題と、これから議論されていく宗教と政治の関わりという二つの論点があるのかと思えますが、まず私どもは不利益を蒙る可能性があるの当面書類提出を見合わせようとしたわけです。そして三月の県議会では自民党と野党系議員のお二人に質問していただきまして、答弁そのものは納得できなかったのですが、知事は開示の基準を作ってもいい、さらにもっと踏み込んで条例改正もやぶさかではないという返事をされました。私自身は県条例改正である程度の歯止めがかかるのも一つのステップであろうと思えますが、それだけでは済まない問題

が多分に含まれているとも認識しております。

私は三回目の質問状に「我々宗教者はハンセン病に対して非人道的なことを説き続け、つい数年前までは国の政策に協力して、それが正しいことだと信じていたのです。このことの反省を踏まえるとき私たちは公権力と宗教が結びつけば如何なる事態を惹起するか慄然とせざるを得ません。戦前の国家神道の世界は実は今も私たちの隣に住んでいることを、公権力の側にいる人間も宗教界の人間も自覚しておかなければならない」と書きましたが、それが私としての基本的な認識です。

司会・どうもありがとうございます。洗先生、鳥取の事例を踏まえてご意見を。

洗・宗教法人法が改訂され情報公開法が成立した時点から、こういうことが起こると予測されていた事態が現実起こったわけですね。宗教法人の内部情報を敵対意識をもつ人にさえも無条件に開示するというのが非常に困ったことですから、ただそういう判断をする鳥取県知事が間違っているのかというと、どうでしょうか？

提出書類を開示すると信教の自由が妨げられるから非開示にするというのは一応、国会答弁で確認され、それなりに重みをもつわけですが、法律の中に規定されたものではなく、解釈ですから変わる可能性は当然ありうる。税金を使って行政をしているわけですから、行政文書は基本的に国民に開示するという姿勢そのものは間違っていない。鳥取県の場合、財務関係書類などを開示しても信教の自由が侵害されることにならないという判断をしたとしても、その判断が絶対に間違っているとは思えません。

先日の福岡地裁の判決でも、首相の靖国公式参拝が政教分離原則に違反しているという判断をしながら、その行為は原告の信教の自由を侵害したとはいえないと判断している。原告側は宗教的人格権などを主張したが、それは憲法上の権利として認められないと棄却しました。つまりかなり具体的に強制があったとか、なにか妨害がなされないと信教の自由の侵害にならない、という解釈がなされて

もおかしくないわけです。

だから鳥取県の判断も絶対的に法的に誤っているとは言えない。最近の文化庁の通達は、国の事務ではなくて、県の事務だという鳥取県の言い分を半ば認めていると思われるような内容ですから、各都道府県独自の判断で、これは信教の自由の侵害にならないから開示するという流れが生まれてくることになっても不思議ではありません。

ただ、非難中傷しようという考えをもっている人が自由に内部情報を見ることができるといえる状況は宗教法人にとって非常に困ったことです。根本の原因は改定宗教法人法で書類提出を義務化したことにあるの言うまでもありません。所轄庁は宗教法人の監督官庁ではありませんので、宗教法人法の中でも指導、干渉、介入は厳しく禁止されています。にもかかわらずなぜ書類を提出させる必要があるのか。国会答弁では認証当時の活動を続けていくかどうかを所轄庁として継続的に把握するためだという答弁をしたようですが、そんな権限はないんです。宗教法人法を読めば分かる通り、所轄庁がやっているのは規則の認証であって、活動を認証しているわけでは決していないですね。ところが、活動内容にまで踏み込んでこういうものを出させようというのですが、法律の中には一言も何のために、という目的は書かれていません。行政上の絶対必要性もないのに、無闇やたらと内部情報を集めること自体が間違っているし、憲法の政教分離原則に違反している。

行政は基本的にもっている情報を独占する傾向がありますから、文化庁自身が今すぐ提出書類を開示することはないでしょう。しかし、政権交替などがあって、積極的に情報開示する方針の政府に変われば、文化庁も対策を変更することはありうる。法律上、開示・非開示は明記されておらず、非開示は解釈なんですから、時代の流れによって変わる可能性は充分にあります。違憲の法律によって、宗教側として認めがたい状況が生まれるとしたら、過料になっても抵抗するという姿勢が必要ではないでしょうか。憲法違反の法律に

は従わないという意思表示で提出拒否の姿勢を貫いて行くことには大きな意義があるのです。こういう憲法違反の法律には従わないという姿勢を示し、それが宗教界に広がっていったら始めて再改正への道に繋がるのではないかと思います。

司会・力久先生は宗教法人法改定の時の宗教法人審議会委員ですが、当時、提出書類が公開される可能性は論議されましたか？

力久・公開される可能性があるから問題だ、という議論はありましたね。しかし、文化庁側は絶対にそんなことはありませんと強弁し、非公開を法律の条文に盛り込むこともしなかった。

鳥取の情報開示はまさに最初から予測された状況です。しかし情報開示には反対できないと思います。情報公開は民主主義の基本的なものだから、それに反対するようでは宗教者の見識が問われる。

洗・一般論として、行政が税金で集めた情報を国民に還元するという原則自体は別に間違っていない。しかし、行政が集めるべきでない情報を集めていることに問題があるわけです。

安井・鳥取県の情報開示の是非の議論に終始するのではなく、そこから考える必要がありますね。

力久・鳥取県の問題は手がかかりにはなるんですけどね、それを手がかかりとして次はどうするかという運動の展開を考えないと、核心が見えなくなってしまう。私のところでも、手がかかりをつかむため、さまざまな試みをやってきました。設立登記の時の書類なら、すでに出したものだから構わない、と考えてそれだけ提出したり……。これは書類不備として突っ返されましたが、過料は最初の提出拒否では一万円だったのが、いきなり三千円に下がった。なぜ三千円なのかわからないんです。

そして最近では、三千円の過料もなくなりました。どうなっているのやら、不問に付しているんですかね。

岡田・催促がきてないんですか。

力久・きてないんです。

田中滋・しかし、プライバシーを護る代償が三千円としたら実に

おもしろいね、ヤフーBBの顧客情報漏洩などと比較すると。

千葉・書類不備に対する過料という規定はありますか。

洗・宗教法人法に定められたさまざまな規定を守らなかった場合に過料ということになるわけです。これは法改定前も同じです。

岡田・一般的にはどうですか。

横江・予告がきて、そして一万円の過料請求がくるわけです。ただし、手続きの段階で行政の裁量権があるようですね、どこまできっちりやるか。過料も力久先生のところは三千円ですが、三重県では五千円という決定も出ていて、「二万円」一律ではない。

岡田・宗教法人法改定の際、宗教団体に法人格を与えるという本来の目的から逸脱して、宗教法人法を一種の管理、統治の法体系に変えようとしたのは事実としても、この程度で憲法違反と言えるのかというと、そこまでは言えないんじゃないかというのが当時の私の思いでした。オウムというより学会の問題があるという事情でしたから、学会に対抗するためにもいいのかなとも思いました(笑い)。その後、情報公開法制定の時、これでは提出書類が公開される可能性が強いとの判断して、公開されても困らない書式を提案したりもしました。財産目録は金額だけ、収支計算書の科目の設定も宗教活動とその他の収入の二つだけに大きく分けて、細かい科目は絶対入れない、というようなことを指南したわけです。

鳥取県の事例は予測した通りで、今後、もし仮に県知事がもう公開しないと云った場合は訴訟になるでしょう。訴訟になれば、裁判所は行政が保管している文書については基本的には提出すべきであるという結論を出す可能性が充分あると私は思っております。

今は京都仏教会のとつてきた立場を訴える良い機会ではないでしょうか。鳥取県の事例は、書類提出を控えて宗教法人法再改正を促す運動を推し進めるいいきっかけだと思います。

田中治・行政は情報収集業者ではない。改定宗教法人法で提出を義務づけられた書類はそもそも、所轄庁が集めるべき情報かどうか問われなければならないと思います。現今では行政のもっている

情報は原則公開すべきだというのは大前提でしょう。半面、行政が集める情報についてはやはり当然制約がある。その制約を超えさせるような法規定は改めるべきだというのは論理として正しいと思います。

安井・仏教会としてはそういう認識をもって、反対の運動を展開してきたけれど、提出拒否という具体的行動にまでなかなかリードできなかった。我々から見ると、特に包括法人が問題です。天台宗の場合、一応改定に異議は唱えたんですが、それを裏つける宗としての行動があつたかという点、一切ない、沈黙です。それどころか末寺に書類提出を促すように宗派は動いてきたわけです。信教の自由、政教分離という憲法原則の意味をほとんど理解していない。宗教法人法は国家が宗教団体を管理する法律なんだというような把握え方なんです。

横江・改定の時、反対した宗派もかなりあつたわけですから、改めて問題の所在を思い起こさせるべきですね。しんどい作業ではあります。

力久・情報公開をした鳥取がおかしいという議論では、情報公開に宗教界は抵抗した、というイメージになる。そうじゃないんだ、宗教法人法改定そのものが誤りなんだ、という立場を明確にする必要がある。

田中治・鳥取の問題は一つは国との関係、つまり地方自治の立場を貫いたという点ですね。もう一つは宗教法人の財務書類などほとんど公開すべきだという議論もある。問題は後者です。これはオウム事件以来の流れで、宗教法人法改定論の根柢にも使われた。こういう誤った、俗論、を意識しながら対処しないと。

中村・私が大変困つたのは、新聞取材を受けた時に念を押して説明した部分が削られ、宗教界側が既得権を守ろうとしているような印象を与える記事になってしまうことですね。隠そうとする者と公開しようとする者という対立の図式が通りやすい。

司会・千葉先生、日本基督教団京都教区の取り組みについて少し

ご説明下さい。

千葉・京都教区ではいくつかの教会が提出拒否を続けていて過料が累積で五〇六万円になってはつきりとした態度の表明ができていないことです。そこで私たちは二つの提案しております。京都教区として提出拒否の教会を支援しよう、そして十一月の教団総会に向けて京都教区として一つの提案をしようということです。

教団は一九九五年の法改定に反対声明を出しました。そして法改定後は書類提出に必要な事務手続きの連絡を各教会にいたしました。良く言えば各教会の判断に委ねたわけです。そこで三年後に我々は総会で緊急提案をして、もう一度教団としての態度表明するよう求め、賛成が多数であったため、「改定反対」という当初見解を堅持する態度表明を引き出しました。この時、提出拒否の教会の情報もきちんと収集することになったのですが、実際はそれを履行せず、その後も包括法人である教団自体は嬉々として書類を提出しつづけてきた。

今回、京都教区として四年前の教団の「態度表明」を改めて確認し、その履行をもとめるよう教団総会に提案することを決めました。これも鳥取県の情報公開の問題が一つの手がかりにはなっていますが、この問題は情報開示の是非ではない、書類提出の義務化そのものが問われているということを教団でも再度論議してほしいと考えております。

宮城・対症療法では駄目で、基本を根絶しなければならぬということをいつも思うんですが、今度も条例改正で終われば対症療法ですね。改定宗教法で宗務行政が行われている限り、政教分離原則を侵害する様々な「症状」がこんごも出てくるでしょう。

私どもの宗派（本山修験宗）の末寺は兼職している代表役員の個人収入でお寺を維持しているところが多いんですが、ある末寺が「行事なし、収支なし」ということで、役員と財産目録だけ提出していたところ、昨年、県の宗教法担当から「貴寺院は特に宗教的

行事を行われていないようなので、法人を解消する意向はないか」という打診があったのです。これは、行政権力の宗教法人に対する過剰な介入です。

寺門維持を代表役員の個人収入に頼るような末寺では、改定法に反対でも、過料一万円を毎年払い続けるのはなかなか厳しい。だから私どもも「制度には反対だけれども、過料が辛いからやむを得ず提出する」といった抗議の意思を表して出せばどうなのかねという程度の指導しかできない。それをどう乗り越えて、信念を行動に移せるようにするか、知恵を貸して頂きたいんです。

千葉・京都教区では過料を教区で保証できないかという話まで出ております。ただ、そうすると教区が書類提出拒否だけを推進するような形になる。これも非常に難しいですね。出すときに抗議の文章を添付するのも一つの方法だと私も思っています。

岡田・過ち料ではダメだから刑事罰にすべきだ、という議論が出る可能性はあります。あるいは、一万円だから拒否するんだ、十万円なら拒否できない、と管理の方向が進んでゆく危険がある。

中村・情報開示問題で書類提出見合わせを決めた時、私が教唆、煽動したような形になるのはいかがかと感じまして、「私はしばらく出さないでおこうと思っているけれども、皆さんは皆さんの判断ですよ」と話したら、「中村一人にやらすのはかわいそうだから、みんなで応援しようや」ということで話がまとまったんです。

悪法も法だ、お上の言うことだから仕様がないと、そういうのが日本人の発想だと思えますが、結局それが一番危険だな、と思えますね。片山知事は「あくまで条例解釈に従ってやっている、問題があるなら宗教法を変えたいいいじゃないですか」と発言しているんですが、そういう発言を力にして、宗教法再改正にまでもつてゆければ、と思うんですが。

橋本・中村先生と私は議員一期目です。その彼が二月の宗議会で本質的な問題を押さえつつ書類開示問題で質問をして、その結果、宗門としてかつてないほど素早く要望書をまとめることができた。

伝統教団ではだめだと悲観的になる必要はないんじゃないか、と思いました。むろん、発言にはまだまだ勇気が要るのは現実ですが。

田中滋・京都仏教会は宗教法人法改定問題に関しては一貫して政教分離という原則論です。しかし、オウム事件や公明党・創価学会問題とか、宗教法人の金銭問題とか、いわば下世話な解釈に負けてしまった。正攻法ではマスメディアも採り上げてくれず、結局、法改定が通ってしまいました。

しかし、田中治先生がおっしゃった「行政は情報を一体なんのために集めるのか」のかという根本的な問いが、今回の鳥取の事例の中でまさに露わにされた。洗先生は宗教法人法が改定されたらこの問題が出てくるよということはずっと前から言っておられたが、鳥取の措置で情報公開の問題と宗教法人法改定の問題との二本立てもはつきりしたわけです。この状況を踏まえ、情報公開とプライバシーの関係性を世論に叩きつけていくという運動と連動しながら、宗教法人法の問題にまで議論をもっていく展開を戦略的に考えてみるべきではないでしょうか。

もう一つは信教の自由を侵害するような情報が流れていくという観点からアプローチすることですね。提出書類の内容はおそらく宗教ビジネスでは大事な情報になると思うんです。例えば個々のデータはどうでもいいようなものに見えても、集積されると全く別の価値が生まれてくる。そういう情報化社会の中における市場経済みたいなもの、それに対する観点をきちんともって、その中で我々はプライバシーを守っていかなければならない。守れるような枠組みというのが必要だということです。それも改定宗教法人法を批判する論点の一つになるのではないのでしょうか。

安井・法律を変えるには、議員に具体的な行動をとらせるよう効果的に働きかけなければなりません。

力久・単純に、この法律はおかしいから変えてくれと要請しても、じゃ変えましょうというふうなことにはならない。「改正」の時は、表面上、「オウムが問題だ」といつていたけれど、亀井静香さんは

新宗連の我々には「狙いは創価学会ですよ」と言ったわけ。そう言えば我々は喝采をしてくれると思っただけでしょう。ところが意外にも「なにを言うか」と反発したので、与謝野さんがあわてて撤回しました。逆に、それでなぜ改定に動き出したかがはつきりしたんですが。公明党が与党になって状況がガラリと変わってしまったが、本来なら公明党、創価学会が宗教法人法の再改正にきちんと取り組むべきですね。その意味では学会、公明党と対論するということは現実問題として考えるべきだと思います。

田中滋・情報開示によって具体的な被害が出てくる可能性はありますね。土地がいつの間にか名義が変わってしまったら、そういう被害事例があれば集めておくことも必要です。それを改定宗教法人法反対の論拠の一つにしていくということですね。

佐分・既成事実として改定法があり、みんなそれに従って書類を提出しているわけでしょう。我々の運動を理解し、改定法に反対してくれるところが少しでも増えるということが大切です。その理解のきっかけが例えばこの鳥取県の事例であり、差し押さえがあれば、それもインパクトになるでしょうね。

中村・鳥取県の場合、インターネットで県内の宗教法人について情報公開を請求できるんです。県外からでも可能です。一度、確認の電話がかかってくるんですが、請求目的は問われることはありません。備付け書類を真面目にまとめて提出する人ほど不利益を被る可能性があるので。流動資産がどれくらいあるか、とか、お手伝いさんにどれぐらい給料を払っているか、というようなところまで明らかにされてしまう。

司会・ところで、有事法制、住基ネットや靖国問題、国立墓苑問題、公益法人改革なども大きな流れとして、宗教法人法改定問題につながってくるように思うのですが。

洗・そうですね。個々別々に見える動きも、権力が国民を管理するという方向へと向かう大きな流れに合流している、という気がしますね。私はその出発点を実は宗教法人法改定だったのではないかと

と思っています。そういう意味で、その切っ掛けになったオウム事件というのは大変な役割を果たしたと言えるでしょうね。戦後民主国家として自由、基本的人権を基本として国家づくりをしてきたのが、ここに来て大きくカーブしたのかとも思います。その根底には国民の精神的自由の一番根幹となる信教の自由が非常に軽くとらえられているということがある。

宗教法人には国のすべての法が適用されます。我々国民は役所に毎年、活動報告をしたりしませんが、だからといって野放しになっているなどという議論にはならない。宗教法人もまた法の規制を受けているのだから、野放しなどとはいえないのです。毎年収支計算書を所轄庁に出させる行政上の必然性が全くないんです。行政がなんの目的も規定されない情報を集めて、それをどう扱うのか。国家が宗教法人の活動報告を収集すること自体が自由の侵害に近いといえる。改定宗教法人法は日本の国家体制のあり方に繋がる重要な問題ではないかなと思うわけです。

中村・仏教系の大学で、いま宗教法人法などの講座もっているのはたしか愛知学院と確か龍谷大学だけなんです。ほとんど宗教法人法という講座をもってないんです。宗門はこれから社会性をもつ僧侶を養成することが課題だと思っんですが、既成教団が非常にそれに無関心だということが、この一事にも現れていますね。

これは私見ですが、やはり戦時下の弾圧とか、社会的に厳しい局面に既成教団といわれるものが直面したことがないのが一つの原因ではないかと思っています。既成教団が社会性をもっていないかなければ、どんどん見放されていくでしょうね。そういうことを含めて、私はこの問題を通じて教団がきちっと正しいことを社会に発信していかなければいけないと思っています。

宗議会の質問の最後では宗教法人法の再改正というところまで踏み込むべきではといったのですが、全日本仏教会や日本宗教連盟に働きかけて、なんとか方向を探りたいという答弁だったように思います。

安井・いま、全日仏が教育基本法改正を言い出しているわけですね。我々の見方からすれば、憲法に抵触すると考えられる宗教教育に関する要求です。宗教法人法の時は行政が宗教への介入する手がかりを掴んだ。そして、今度は教育行政を通して宗教側が社会に影響力を行使しようとしている。

板垣・戦前、戦中に弾圧を受けた教団というのは国家から本当に無茶苦茶なことをされているわけです。先輩達は戦後、そこからの立て直しに一生懸命取り組んで、そのため戦い疲れてしまったというようにみえる人もある。一番苦労したのは大幹部の先生方を説得することで、理論的に啓発しようとしてもなかなか大変なんです。

安井・その壁を乗り越えていかないと、我々は社会の中で落ちこぼれになっていくわけです。少なくとも法衣を着て多くの衆生の前に立とうと思つたら、壁を乗り越えないと。

力久・これからも、国がどこかで狂い始めると人間の心とか魂がいとまたやすく蹂躪される可能性がある。いま弾圧された世代がだんだん少なくなっていますが、弾圧の痛みを体験した人たちの証言をきつちりと聞いておく必要があります。痛みを知ろうとしない宗教者がお国べつたりで、さきほど洗先生が指摘されたような流れに棹さすようなことをやると、警告を発することができるように。

板垣・一言いわせていただければ、おそらく宗教者が「戦う」べきものがあるとしたら、それは国家権力だけなんだろうと思っただけです。あとは救ってあげたい。権力者とだけ戦えばいい。地方分権は国家に権力に集中するのを避けるためのものであるから、片山知事もある意味で国家権力と闘っている。その意味では国がおかしいじゃないかと、言える仲間が増えたということにもなるかも知れない。我々宗教者は国家権力とだけ「戦って」いるんだという意識が、もつとみんなに根づいてほしいと思っただけです。

司会・改定宗教法人法問題への取り組みについて、新しい展望が開けたように思われます。所期の目的である宗教法人法再改正に向けた新たな一歩を踏み出したと思います。ありがとうございます。

事業・活動報告

平成十五年十二月五日〜平成十六年七月八日迄

平成十五年 度

* 十二月五日 成道会

十二月十二日 京都花灯路幹事会出席

十二月十二日 関西学院大学生訪問 京の景観及び観光について

* 十二月十二日 理事報告会・懇親会

* 十二月十六日 宗教と政治 学者実務会議

十二月十八日 西村公朝天台仏師本葬有馬理事長出席

* 十二月二十日 宗教と政治「教育基本法と宗教教育」

シンポジウム開催

平成十六年 度

一月九日 京都生涯学習センターにて有馬理事長講演

一月十七日 京都中央葬祭業協同組合新年総会出席

* 一月十八日 大墨蹟全国巡回留米展開催(2月5日迄) 於 久留米よしの園ギャラリー

一月三十一日 全日本仏教会理事評議員合同役員会 於 京都リーガロイヤルホテル

二月五日 全日本仏教会と宗教教育問題について会談

三月一日 嵯峨野共通拝観券問題について会談

三月五日 古都の森観光文化協会常務理事会

三月六日 大分玖珠かまどヶ岩大日如来開眼法要・護摩供

三月八日 有馬理事長久留米市長へ大墨蹟展の寄付持参

三月十一日 関西宗教者の会会議出席

三月十二日 第二回東山「花灯路」オープニング

三月十三日 世界文化遺産対談企画

三月十五日 国土交通省「京都のよりよい道づくり」懇談会

* 三月二十二日 春季焼骨灰供養法要

三月二十四日 春季深草墓園慰霊式典 京都府神社庁奉仕

* 三月二十五日 祇園白川ライトアップ点灯式 荒木常務理事出席

* 三月二十九日 「教育基本法改正と宗教教育」発送

四月五日 南禅寺展オープニング

於 泉涌寺

於 八坂神社

於 仏教会事務所

於 京都全日空ホテル

於 愛宕念仏寺

於 洛陽教会

於 大覚寺

於 八坂神社

於 大分県玖珠町

於 福岡久留米市役所

於 洛陽教会

於 高台寺公園会場

於 清水寺

於 セントノーム京都

於 相国寺

於 深草墓園

於 祇園白川会場

於 京都国立博物館

* 四月八日

おしよかさまを讀える夕べ開催

於 京都全日空ホテル

* 四月九日

宗教と政治検討委員会開催

於 京都全日空ホテル

四月十四日

イラン大地震義援募金をイラン公使に手渡す

於 清水寺

四月十九日

清水寺展会議出席

於 清水寺

* 四月二十二日

こどもはなまつり開催

於 相国寺大方丈

四月二十六日

鳥取県仏教会と会合

於 倉吉市

五月四日

青蓮院門跡晋山式

於 青蓮院門跡

五月七日

京都仏教幼稚園協会花まつり出席

於 京都都会館

五月九日

鹿苑寺義満公六百年遠忌法要

於 鹿苑寺

五月十日

社会を明るくする運動会議出席

於 平安会館

五月十三日

京都市観光協会総務委員会出席

於 仏教会事務所

五月二十日

知床いちいの木植樹式

於 京都タワーホテル

五月二十四日

神護寺故谷内住職本葬

於 相国寺

* 五月二十六日

日田弁財天法要

於 神護寺

五月二十七日

会計監査

於 日田妙音弁財天堂

五月二十八日

全日本仏教会役員会

於 仏教会事務所

五月二十八日

山科駅地下鉄連絡通路バリアフリー

於 山科プライムホテル

* 六月一日

案内設置記念式出席

於 山科プライムホテル

六月七日

予算会

於 仏教会事務所

六月九日

慈照寺中門落慶法要

於 慈照寺

* 六月十四日

第七十五回理事会

於 仏教会事務所

六月十七日

全日本仏教婦人連盟京都研修

於 京都パークホテル

六月二十二日

全日本仏教会訪問

於 増上寺

六月二十四日

京都府・近畿宗教連盟会議

於 立正佼成会

* 六月二十五日

理事・評議員合同役員会

於 京都プライムホテル

六月二十六日

MBS「美の京都遺産」記者発表

於 大阪毎日放送

七月四日

知床毘沙門堂十周年記念シンポジウム・法要

於 知床毘沙門堂

七月八日

古都の森観光文化協会一周年記念総会

於 清水寺

文化財を未来につなぐ為の有識者会議

於 東京

*は当会主催の行事・会合

平成15年度京都仏教会決算報告書

前期繰越金 ￥1,154,122

当期歳入総額 ￥63,006,895

当期歳出総額 ￥62,341,533

次期繰越金 ￥1,819,484

自 平成15年4月1日

至 平成16年3月31日

【歳入の部】

款	項	目	科	目	予	算	額	決	算	額	増	減	
			前	年	度	繰	越	金	1,154,122	1,154,122		0	
1			会	費	収	入	(2,300,000)	(3,327,000)	(1,027,000)				
	1		会	費	・	賛	助	金	2,300,000	3,327,000	1,027,000		
		1	一	般	会	費	1,500,000	1,768,000	268,000				
		2	賛	助	会	費	800,000	1,559,000	759,000				
2			活	動	協	力	金	収	入	(29,900,000)	(30,694,377)	(794,377)	
		1	教	化	伝	道	29,700,000	30,626,777	926,777				
		1	参	勤	業	務	16,000,000	15,193,020	-806,980				
		2	骨	灰	法	要	1,500,000	1,532,000	32,000				
		3	墨	蹟	展	2,200,000	3,922,000	1,722,000					
		4	護	摩	木	供	養	1,500,000	1,013,457	-486,543			
		5	花	ま	つ	り	1,500,000	1,879,000	379,000				
		6	観	光	推	進	2,000,000	2,087,300	87,300				
		7	桜	事	業	協	力	金	2,000,000	2,000,000	0		
		8	世	界	文	化	遺	産	企	画	3,000,000	3,000,000	0
	2		広	報	・	出	版	200,000	67,600	-132,400			
		1	開	運	運	暦	200,000	67,600	-132,400				
3			寺	院	協	力	金	(26,434,000)	(28,798,219)	(2,364,219)			
4			雑	収	入	(29,600)	(59,668)	(30,068)					
	1		雑	収	入	29,600	59,668	30,068					
		1	運	用	収	入	100	18	-82				
		2	雑	収	入	29,500	59,650	30,150					
5			そ	の	他	の	収	入	(0)	(127,631)	(127,631)		
	1		未	収	入	金	の	減	少	127,631	127,631		
			合	計	59,817,722	64,161,017	4,343,295						

【歳出の部】

款	項	目	科	目	予	算	額	決	算	額	増	減
1			事	務	局	費	(24,760,000)	(25,017,508)	(257,508)			
	1		人	件	費	16,600,000	16,111,440	-488,560				
		1	職	員	俸	給	13,500,000	13,238,497	-261,503			
		2	厚	生	費	1,800,000	1,637,743	-162,257				
		3	通	勤	費	800,000	735,200	-64,800				
		4	退	職	準	備	金	500,000	500,000	0		
		5	退	職	金	0	0	0				
	2		管	理	費	6,400,000	6,576,520	176,520				
		1	通	信	・	運	搬	費	800,000	777,374	-22,626	
		2	印	刷	費	200,000	480,532	280,532				
		3	備	品	費	400,000	286,080	-113,920				
		4	消	耗	品	費	100,000	79,641	-20,359			
		5	借	館	費	1,800,000	1,800,000	0				
		6	水	道	・	光	熱	費	200,000	199,011	-989	
		7	旅	費	・	交	通	費	500,000	600,833	100,833	
		8	諸	会	負	担	金	600,000	643,910	43,910		
		9	弁	護	士	報	酬	420,000	419,988	-12		
		10	会	計	士	報	酬	980,000	916,500	-63,500		
		11	営	繕	管	理	費	100,000	79,446	-20,554		
		12	そ	の	他	諸	経	費	300,000	293,205	-6,795	
	3		渉	外	・	旅	費	750,000	1,180,319	430,319		
		1	渉	外	費	150,000	288,350	138,350				

款 項 目	科 目	予 算 額	決 算 額	増 減		
2	2	慶 弔 費	300,000	433,581	133,581	
	3	交 際 費	300,000	458,388	158,388	
	4	諸 会 議 費	700,000	914,944	214,944	
		1 単 仏・参 勤 会 議	100,000	104,415	4,415	
	5	2 其 他 諸 会 議	600,000	810,529	210,529	
		調 査 費	310,000	234,285	-75,715	
		1 資 料 収 集 費	300,000	234,285	-65,715	
		2 寺 院 名 簿 作 成 調 査 費	10,000	0	-10,000	
	2	活 動 経 費	(33,870,000)	(37,324,025)	(3,454,025)	
		1	教 化 伝 道 活 動	24,300,000	27,550,451	3,250,451
			1 参 勤 業 務	8,500,000	8,563,000	63,000
			2 骨 灰 法 要	1,700,000	1,794,933	94,933
3 墨 蹟 展			1,500,000	3,869,099	2,369,099	
4 護 摩 木 供 養			1,000,000	577,886	-422,114	
5 観 光 推 進			2,000,000	2,283,971	283,971	
6 仏 教 諸 行 事 関 連			500,000	729,646	229,646	
7 花 灯 路 出 業			300,000	291,754	-8,246	
8 桜 事 業 抛 出 金			2,000,000	2,000,000	0	
9 福 祉 援 助 金			1,000,000	1,000,000	0	
10 花 ま つ り			5,100,000	5,590,468	490,468	
11 成 道 会			500,000	601,000	101,000	
12 宝 物 展		200,000	248,694	48,694		
2		広 報・出 版 活 動	3,120,000	3,597,747	477,747	
		1 曆・諸 出 版 他	120,000	274,255	154,255	
		2 機 関 誌 発 行	3,000,000	3,323,492	323,492	
3		寺 院 運 営 援 助	200,000	151,252	-48,748	
		1 寺 院 運 営 指 導	50,000	0	-50,000	
		2 永 年 勤 続 表 彰	150,000	151,252	1,252	
4		そ の 他 事 業	6,250,000	6,024,575	-225,425	
		1 宗 教 と 政 治 問 題 研 究 活 動	2,700,000	2,716,536	16,536	
		2 時 局 対 策 金	300,000	0	-300,000	
		3 景 観 問 題 活 動 費	50,000	0	-50,000	
		4 ホ ー ム ペ ー ジ 立 ち 上 げ 費	200,000	154,718	-45,282	
		5 研 究 小 冊 子 補 助 金	200,000	200,000	0	
		6 世 界 文 化 遺 産	2,800,000	2,849,678	49,678	
7 預 り 金 の 減 少	0	103,643	103,643			
	予 備 費	1,187,722	0	-1,187,722		
	次 期 繰 越 金	0	1,819,484	1,819,484		
	合 計	59,817,722	64,161,017	4,343,295		

別紙の通り報告します。

平成16年5月26日

京 都 仏 教 会

理 事 長 有 馬 頼 底 印

理事(財務担当) 大 西 真 興 印

事 務 局 長 長 澤 香 静 印

帳簿、証票書類を監査の結果、別紙の通り相違ないことを確認しました。

平成16年5月26日

京 都 仏 教 会

監 事 山 木 康 稔 印

監 事 月 澤 泰 信 印

平成16年度事業計画

〈総務部〉

〈*は新規事業〉

<p>1. 諸 会 議</p>	<p>1. 役 員 会 2. 各種会議 3. 各種委員会 4. 諸団体連絡会議</p>	<p>1. 理事会 年2回以上 2. 評議員会 年1回以上 1. 単位仏教会 年1回 2. 参勤僧会議 年3回以上 1. 宗教と政治検討委員会 年1回 2. 各種委員会の設置 1. 全日本仏教会 2. 京都府宗教連盟 3. 近畿宗教連盟 4. 日本宗教連盟 5. 宗教法人問題連絡会 6. 関西宗教者の会 7. 日弁連 8. 京都商工会議所 9. 京都市観光協会 10. 京都府観光連盟 11. 平安建都千二百年記念協会 12. 国際宗教研究所 *13. 古都の森観光文化協会 *14. 日本宗教学会（国際宗教学宗教史会議 世界大会への協力）</p>
<p>2. 広報・調査</p>	<p>5. 懇 親 会 1. 広 報 2. 調 査</p>	<p>1. 懇親会 年1回 1. 会報の刊行 年2回 2. 会員への情報提供（随時） （税務・環境問題・法人問題など） 3. 仏教会ホームページ作成 1. 各種調査・研究・統計・資料収集 （時事問題の分析）</p>
<p>3. 渉 外</p>	<p>1. 慶 弔 2. 渉 外</p>	<p>1. 慶弔（本山寺院及び一般関係） 1. 中央省庁・府市行政との交流 2. 京都にて開催の行事・国際会議等への協力</p>
<p>4. 時 事 対 策</p>	<p>1. 組織強化 2. 時事対策</p>	<p>1. 加入寺院・未組織地域の組織化 2. 賛助会員強化 1. 宗教法人法改正問題への対応 2. 顧問弁護士・税理士他専門家の派遣 3. 専門委員会の設置 4. 日弁連『宗教ガイドライン』対応 5. 『カルト宗教』問題への対応 6. 京都の景観問題 *7. 公益法人制度改革への対応 *8. 教育基本法改正と宗教教育問題への対応 *9. 寺院拝観優待企画等への対応</p>

〈事業部〉

<p>1. 仏教文化・調査・研究 広宣</p>	<p>1. 仏教文化の啓蒙・広宣・保護</p>	<p>1. 仏教文化の研究などの奨励・協賛 2. 仏教文化の普及・啓発の為の諸宣伝 3. 文化財を守る地震協議会との交流 4. 古文化保存協会との交流 5. 京都文化財団との交流</p>
-----------------------------	-------------------------	---

2. 教化・伝道事業	1. 仏教美術・文物紹介 2. 講演活動 3. 音舞台シリーズ 4. 仏教思想の実践活動	1. 墨蹟展の開催 * (本年度は沖縄・那覇市にて開催) 2. 京都の名刹宝物展後援 * (本年度は青森市・大分市にて清水寺展) 3. 仏教美術名宝展シリーズ開催企画 4. 仏教番組の企画監修 * (毎日放送に於て「美の京都遺産」) 1. 各宗派管長による仏教文化講演会の全国開催
	5. 仏教諸行事	* 1. 本年度第17回は奈良・薬師寺にて開催 1. 地域福祉活動・青少年育成 (授産施設「のぞみ学園」、福祉施設・仏教老人ホーム、保育園への慰問) 2. カウンセリング(信仰問題・情報提供) 3. 災害募金箱の設置(アフガン・イラク難民) 4. アジア仏教国と交流支援 1. お花まつり・こども花まつり 2. 盂蘭盆会大護摩供法要 3. 成道会 4. 名刹夜の拝観への協力
	6. 合同慰霊行事	1. 参勤業務(中央斎場の読経僧派遣) 2. 深草墓園(京都府宗連共催法要) 3. 春秋彼岸焼骨灰供養法要 (京都中央葬祭業協同組合共催)
3. 寺院運営援助事業	1. 寺院援助活動 2. 宗教法人法の研究・啓蒙活動 3. 寺院運営研修案内	1. 宗教法人の財務・税務及び法律対策 (顧問弁護士・税理士の派遣) 2. 永年勤続住職の表彰 (50年 知事表彰・30年 会長表彰) 1. 各本山、地方の教区での宗教法人法に関する研修会への協力 1. 包括宗教法人管理者研究協議会 宗教法人実務者研修会(文化庁) 2. 人権研修会(京都府・全日仏)
4. 広報・出版事業	1. 定期刊行物 2. 研究冊子	1. 会報 年2回 2. 開運暦・図書紹介 * 1. 鳥取県に於て開催の情報公開と改定宗教法人法シンポジウム収録(関西宗教者の会編)
5. その他諸事業	1. 文化庁・林野庁 関連協議会	1. 文化遺産を未来につなぐ森づくりの為に有識者会議

〈観光推進事業部〉

1. 諸会議	1. 役員会 2. 諸団体連絡会議	1. 観光推進事業部会議 1. 京都市観光協会との会議 2. 全国小京都会議への協力 3. 各種観光関連業界との会議
2. 関連事業	1. 事業	1. 祇園白川夜桜ライトアップ (京都商工会議所と共催) 2. 「京都・花灯路」事業 (京都仏教会・京都府・京都市・京都商工会議所・京都市観光協会・平安建都千二百年記念協会) 3. 世界遺産登録寺院企画(JR東海) 4. 特別拝観企画の実施 (近畿日本ツーリスト・日本旅行等との共同企画)

款 項 目	科 目	本年度予算額	昨年度予算額	備 考	
	6	水道・光熱費	200,000	200,000	ガス・水道・電気
	7	旅費・交通費	500,000	500,000	
	8	諸会負担金	700,000	600,000	全日仏・府宗連等
	9	弁護士報酬	420,000	420,000	顧問弁護士2名
	10	会計士報酬	980,000	980,000	
	11	営繕管理費	90,000	100,000	
	12	その他諸経費	300,000	300,000	
3	渉外・旅費		750,000	750,000	
	1	渉外費	150,000	150,000	
	2	慶弔費	300,000	300,000	
4	諸会議費		700,000	700,000	
	1	単仏・参勤会議	100,000	100,000	
	2	その他諸会議	600,000	600,000	
5	調査費		310,000	310,000	
	1	資料収集費	300,000	300,000	調査・研究を含む
	2	寺院名簿作成調査費	10,000	10,000	
2	活動経費		(34,470,000)	(33,870,000)	
1	教化伝道活動		24,600,000	24,300,000	
	1	参勤業務	8,500,000	8,500,000	参勤僧9名法礼等
	2	骨灰法要	1,700,000	1,700,000	
	3	墨蹟展	2,000,000	1,500,000	
	4	護摩木供養	900,000	1,000,000	
	5	観光推進	2,000,000	2,000,000	
	6	仏教諸行事関連	600,000	500,000	
	7	花灯路事業	200,000	300,000	
	8	桜事業拠出金	2,000,000	2,000,000	
	9	福祉援助金	1,000,000	1,000,000	
	10	花まつり	5,000,000	5,100,000	子供花まつり 福祉施設配布等含む
	12	宝物展	200,000	200,000	
2	広報・出版活動		3,120,000	3,120,000	
	1	暦・諸出版他	120,000	120,000	
	2	機関誌発行	3,000,000	3,000,000	年2回発行
3	寺院運営		200,000	200,000	
	1	寺院運営指導	50,000	50,000	
	2	永年勤続表彰	150,000	150,000	
4	その他		6,550,000	6,250,000	
	1	宗教と政治問題研究活動	2,700,000	2,700,000	
	2	時局対策金	400,000	300,000	
	3	景観問題活動費	50,000	50,000	
	4	ホームページ立ち上げ費	200,000	200,000	
	5	研究小冊子補助金	200,000	200,000	
	6	世界文化遺産	2,800,000	2,800,000	
	7	国際宗教学大会補助金	200,000	0	
予備費		(33,084)	(1,187,722)		
歳出合計		61,683,084	59,817,722		

● 仏 教 会 報 告 ●

諸 会 議

◆ 『教育基本法改正と宗教教育』

シンポジウム開催

〔十二月二十日〕

仏教者・キリスト者有志でつくる「国家と宗教のあり方を問う関西宗教者の会」の主催で「教育基本法改正」と宗教教育と題してシンポジウムが日本基督教団洛陽教会で開催された。

今回は第四回目のシンポジウムとなり、第一部は「教育基本法改正と宗教教育」をテーマに武蔵野大学杉原誠四郎教授（教育学）と駒沢大学洗建教授（宗教学）の二名が基調講演を行った。

杉原教授は宗教宗派を超えた「宗教情操」というものがあり、これに学校教育で取り組むべきであると主



張した。

一方洗教授は、特定宗教色のない「宗教情操」はありえない、それを公教育で行うのは問題であると述べた。

第二部は、龍谷大学田中滋教授（社会学）がコーディネーターとなり、基調講演を行った二氏に加え、京都女子大学野田正彰教授（現代社会学）、岡田弘隆弁護士（真言宗豊山派泉福寺住職）、京都大学江原武一教授（教育学）、小杉隆元文部大臣らによって

パネルディスカッションが行われた。

この後、宗教関係者、教育関係者、一般市民、学生などの大勢の参加者達によって「教育基本法改正」の是非について熱心な議論が交わされた。

なお、四時間にわたるこのシンポジウムの模様は研究冊子となって三月に発行された。

◆ 全日本仏教会理事評議員合同役員会

〔二月二十八日〕

全日本仏教会理事評議員合同役員会が京都リーガロイヤルホテルに

● 仏 教 会 報 告 ●

て開催され以下の議案が決議され承認された。

議案

- 一、任期満了に伴う理事および監事選出の件。
 - 二、任期満了に伴う第二十六期会長および副会長推載の件。
 - 三、平成十六年度事業計画（案）について。
 - 四、平成十六年度収支予算（案）について。
 - 五、平成十六年度補正予算（案）について。
- 報告事項
- ・ ルンビニー報告
 - ・ 適切なる宗教教育実現のための基本教育法第九条改正推進特別委員会報告。
 - ・ 任期満了に伴う各種委員会会員選任報告
 - ・ 各部報告



◆ 国土交通省「京都のよりよい道づくり」懇談会

〔三月十五日〕

この日、国土交通省主催による「京都のよりよい道づくり」懇談会がホテルセントノーム京都にて開催された。

京都新聞企画センター宮本実氏がファシリテーターとなり、まずは京都国道事務所東川直正所長より概要説明がなされた。阪南大学神尾登喜子教授、車折神社高田巨宮司、石清水八幡宮西中道禰宜、古都の森・観光文化協会廣川勝美理事長、当会からは宮城常務理事、長澤事務局長らが出席し、「京都のよりよい道づくり」について熱心に議論が交わされた。

◆ 社会を明るくする運動会議

〔五月十日〕

この日、第五十四回「社会を明るくする運動」京都府実施委員会が平安会館にて開催された。

実施委員長山田啓二京都府知事及び京都府地方検察庁五島幸雄検事正による挨拶の後、第五十三回「社会を明るくする運動」実施結果報告、第五十四回「社会を明るくする運動」京都府実施要綱（案）が承認された。

引き続き、構成機関・団体からの取組について発表が行われた、当会からは長澤事務局長がその取組について報告発表を行った。

また広報啓発映画「おはよう そして ありがとう」が上映された。

● 仏 教 会 報 告 ●

◆ 全日本仏教会役員会

〔五月二十七日〕

全日本仏教会評議員会が京都リーガロイヤルホテルにて開催され以下の議案及び協議事項が協議された。

議案

一、理事並びに監事の変更について承認を求める件。

協議事項

一、平成十六年度事業計画について。

二、平成十六年度収支予算について。

三、国政選挙への対応について。

四、財団創立五十周年記念事業（平成十九年）準備委員会設置について。

五、公益法人制度改革の諸問題について。

六、宗教教育の推進について。

報告事項

・ルンビニー園復興事業現況報告

・五月九日の自由民主党との懇話会について。

・鳥取県の宗教法人情報開示の対応について。

・各種委員会委員の変更と派遣役員追加新任について。

・各部報告

出席した当会の長澤事務局長（全仏評議員）は、「公益法人制度改革」問題について、「全日本仏教会は宗教法人の現行原則非課税を堅持しなければならない。」と発言した。

◆ 第七十五回理事会

〔六月九日〕

第七十五回理事会が開催され、以下の議案の決議が承認された。

議案第一号

平成十五年度事業報告及び平成十五年決算報告書の承認を求める件。

議案第二号

平成十六年度事業計画案及び平成十六年度予算案の承認を求める件。

議案第三号

その他。

・國華清話会設立協力についての件。

・宗教法人法改正、宗教教育問題、公益法人制度改革問題、イラク自衛隊派遣問題、憲法改正問題等についての仏教会の基本的見解をまとめる。

・「古都の森観光文化協会」の存在と神道に対する仏教会のスタンスを確認する。

報告事項



● 仏 教 会 報 告 ●

・鳥取県での情報開示問題。

(宗教教育問題、公益法人制度改革の問題について)

・本年度大墨蹟全国巡回展は沖繩県那覇市に決定。

(十一月九日～十一月二十一日)

・本年度音舞台は奈良薬師寺に決定。(九月十一日〔土〕)

以上それぞれ報告された承された。

◆ 全日本仏教婦人連盟京都研修

於 京都パークホテル

〔六月十四日〕

昨年、創立五十周年を迎えた、仏教婦人会の全国組織である全日本仏教婦人連盟の役員約五十名が研修の為、京都を訪れた。

東寺、聖護院、鹿苑寺等の特別拝観の他に冷泉家を訪ねたり、香道体験、そして万福寺での坐禅法話など二泊三日の行程を精力的にこなし、全員充実した様子で帰路についた。

◆ 京都府・近畿宗教連盟会議

〔六月二十二日〕

各宗教団体で組織されている京都府宗教連盟・近畿宗教連盟はこの日、パレスサイドホテルにおいて会合を行い、

以下の事項を決議した。

・平成十五年度の会計及び事業の報告について。

・平成十六年度の事業計画及び予算について。

・その他 奈良県の加盟について。

近畿宗教連盟(京都)総会は鹿苑寺にて十一月十八日に決定。

◆ 理事・評議員合同役員会

〔六月二十四日〕

京都ブライトンホテルにおいて平成十五年度理事・評議員合同役員会が開催され、次の議案が承認された。

議案第一号

平成十五年度事業報告

及び平成十五年決算報告書の承認を求め

る。

議案第二号

平成十六年度事業計画

案及び平成十六年度予算案の承認を求め

る。

議案第三号

その他。

・國華清話会設立協力に



● 仏教会報告 ●

ついでにの件。
 ・ 宗教法人法改正、宗教教育問題、公益法人制度改革問題を通して、イラク自衛隊派遣問題、憲法改正問題等についての仏教会の基本的見解をまとめる。
 報告事項

・ 鳥取県での情報開示問題（宗教教育問題、公益法人制度改革の問題について）七月二十六日シンポジウム開催決定。

・ 本年度大墨蹟全国巡回展は沖縄県那覇市に決定。

（十一月九日～十一月二十一日）

・ 本年度音舞台は奈良薬師寺に決定。

（九月十一日（土））

以上それぞれ報告され了承された。

◆ 古都の森観光文化協会・一周年記念総会

〔七月四日〕



「古都の森観光文化協会」は寺院、神社、学界の協力のもと、神仏協同の儀式の斎行、神仏文化財、参詣古道の調査など目的とする事業を推進し一周年を迎えたこの日、記念講演並びに総会が清水寺圓通殿にて開催された。

大本山清水寺本堂では、森清範貫主導師・石清水八幡宮田中恆清宮司斎主のもと国家安泰・世界平和祈願祭が厳修された。

又「森をはぐくむもの―人と自然の共生―」をテーマにC・W・ニコル氏による記念講演が開催された。一般来聴も含め、円通殿には二百名を超える多くの方々が満堂となった。

その後、総会の後、学界、神社界、仏教界合同の懇親会が盛大に執り行われ、それぞれに今後のさらなる交流を誓い合った。



● 仏 教 会 報 告 ●

行 事

◆ 西村公朝天台仏師本葬

〔十二月十八日〕

十二月二日に八十八歳で亡くなられた元美術院国宝修理所長で仏師の西村公朝師の葬儀がこの日、住職を務めていた愛宕念仏寺で営まれた。

葬儀は、妙法院門跡菅原信海門主導師のもと五百羅漢像に囲まれた本堂で営まれた。

有馬理事長、清水寺森清範貫主をはじめ各宗派の僧侶や市民ら大勢の参列者が境内を埋め、文化財の修復や仏像制作に生涯をささげた故人をしのんだ。

御詠歌や読経が響く中、本堂前では焼香する参列者が絶えなかった。

尚、当会大墨蹟展にも多大なるご協力を賜ったり、当会の花まつり散華のデザインも師によるものである。心からのご冥福をお祈りしたい。

◆ 京都生涯学習センターにて

有馬理事長講演

〔二月九日〕

京都市生涯学習総合センター主催による講演会「グローバルデン・エイジ・アカデミー」が京都アスニーにて開催された。

今回の講座は「希望の春を迎えて」をテーマに当会有馬理事長が「別無工夫（べつにくふうなし）」を題材に約一時間に渡り講演を行った。新年のはじまりに、会場にはあふれる人々が熱心に聞き入っていた。

◆ 大墨蹟全国巡回久留米展開催

〔二月十八日〕

当会主催・大墨蹟全国巡回展、第十二回目は福岡県久留米市にて開催された。福祉と文化交流を趣旨として毎年開催されるこの展覧会は回を重ねることに内容が充実し地元との交流が益々深まっている。

今回は久留米市、久留米市社会福祉協議会、久留米商工会議所、西日本新聞社など多数の協力・後援をいただいた。

オープニング会場となった「よしの園ギャラリー」には百名を越える来館者であふれ、江藤久留米市長、前川商工会議所会頭、有馬理事長らによるテープカットが行われた。

挨拶に立った有馬理事長は「私の先祖も久留米藩主としてこの地におりました。歴史文化の香るここ久留米で墨蹟展を開催できますことを大変喜んでおります。ここでの収益の一部は久留米市の福祉の為に



● 仏教会報告 ●



寄付する所存です。」と述べた。
当会からは有馬理事長、荒木元悦・宮城泰年両常務理事、森孝忍評議員らが出席した。
二月五日までの期間中たくさんの方々が会場を訪れ、大墨蹟展は盛大のうちに無事終了した。

◆ 大分玖珠かまどヶ岩

大日如来開眼法要・護摩供

〔三月六日〕

大分県西部山あいに位置する玖珠町の山中かまど岩おもり堂に於いて、かまど岩大日如来開眼供養法要が執り行われた。

当会から有馬理事長が列席する中、聖護院門跡執事長宮城泰年（当会常務理事）導師のもと聖護院門跡修験行者による探燈大護摩供が厳寒の中、厳修された。引き続き「火生三昧」に入り、緊張した面立ちで大勢の参加者達が初めての火渡りを体験した。



◆ 有馬理事長

久留米市長へ

大墨蹟展の寄付持参

〔三月八日〕

この日有馬理事長は一月十八日に開催された大墨蹟展の収益の一部の百万円を久留米市の福祉に寄付す為、福岡県久留米市役所を訪れた。

全国巡回展は久留米展で第十二



● 仏 教 会 報 告 ●

回を迎え、各地方に於いて多くの方々に喜ばれ、当会の大切な文化交流の一環となっている。応対した江藤久留米市長は「各本山管長方の墨蹟のひとつひとつの深い味わいと美しい表装の技術を一堂に会したすばらしい催しをしていただいた。またご寄付もいただき久留米の社会福祉に役立させていただきます。」と述べた。

尚、次回第十三回は沖縄県那覇市に於いて本年十一月に開催される。

◆ 第二回東山「花灯路」オープニング

〔三月十二日〕

歴史的文化遺産や町並み等を「灯り」と「花」で演出する京都ならではの事業「京都・花灯路」が三月十二日から二十一日の間実施された。

当会もこの事業に当初より参画しており、京都の活性化と観光振興に寄与するため二十一世紀の新たな風物



詩としての「京都・花灯路」は今回で二年目を迎えた。

オープニング会場となった高台寺公園特設ステージには、京都府山田知事・京都市榊本市長・京都商工会議所村田会頭・京都市観光協会坂上会長らが出席した。

京都東山界隈を「和」のイメージを基調としたスケール空間を創出し、府市民、企業、団体、大学等多くの参加のもと多彩な催しが行われ十日間に一〇六万人を越える盛況となった。

当会もこの事業に協賛する中、清水寺・青蓮院をはじめ知恩院・八坂神社・円徳院・高台寺・法観寺の各寺社において、夜の特別拝観とライトアップが行われた。

◆ 春季焼骨灰供養法要

〔三月二十二日〕

春彼岸、京都五山の一つ本山相国寺において京都仏教会・京都中央葬祭業協同組合共催による恒例の春季焼骨灰供養法要が、相国寺派管長・有馬頼底殿下導師のもと山内ご出仕により満堂参拝の中厳修された。

約二千人もの参拝者を迎え、法堂に溢れるほどの列は庭まで長く続き、この半年間にお亡くなりなられた故人をしのぶ焼香の列は後を絶たなかった。



● 仏教会報告 ●

この焼骨灰供養法要は長年回を重ね今回で五十三回目を数えるに至った。

◆ 春季深草墓園慰霊式典

〔三月二十四日〕

今回は京都府神社庁の御奉仕により伏見深草墓園に於いて春季慰霊式典が厳かに執り行われた。

約千人の遺族が参拝し、遺族代表、榊本京都市長、佐伯幸雄京都府宗教連盟委員長及び役員が出席し、献花の後参拝者が次々と献花し故人の冥福を祈った。当会からは長澤事務局長が臨席した。

◆ 祇園白川

ライトアップ
点灯式

〔三月二十五日〕

祇園白川の夜桜ライトアップは十一年に渡って続けられてきたが、京都市の緊縮財政の為此の事業が中断されることとなり、二年前よりこれを受け、当



会と京都商工会議所の両者がこの事業を引継ぎ、祇園白川の夜桜が美しくライトアップされ今春も多くの観光客や地元の商店街に喜ばれることになった。

この日、祇園白川特設会場にて福永商工会議所観光部会長、荒木当会常務理事、高木京都市副市長の三者と地元代表らによる点灯式が行われた。

◆ おしゃかさまを讃える夕べ

〔四月八日〕

全日空ホテルにて催された恒例の「お釈迦さまを讃える夕べ」は各本山・寺院・各界代表および福祉施設のご招待の方々を迎え本年も盛大に行われ、参加者は四百名をかぞえた。

本年は天台宗京都教区御出仕により「花まつり」法要が厳修された。

花御堂にはインド総領事リバー・オネル・ワラン氏をはじめ村田京都商工会議所会頭、榊本京都市長ら各界代表らが次々と灌仏を行った。

挨拶に立った有馬理事長は「当会は万福寺音舞台や祇園白川ライトアップ、京都花灯路事業などイベントや事業に取組ん



● 仏 教 会 報 告 ●



の「こころ」と題し記念講演を行った。

その後は会食に入り、お花まつりにふさわしく和やかな
歓談がいつまでも続いた。

◆ こどもはなまつり開催

〔四月二十二日〕

第十四回を迎えた「こどもはなまつり」は、本年も相国
寺大方丈の会場一杯に、千人を超える保育園児たちを招き
開催された。

園児の代表らが花御堂のお釈迦さまに献花、献香、献灯
を行い、全員で合掌礼拝をした。

でいるが、是非元
気のある京都にな
って頂きたい。」
又イラク戦争につ
いて「私達は絶対
に戦争はしてはな
らない、平和な世
界を築かなければ
ならない。」と仏
教徒としての決意
を述べた。
記念講演には作
家五木寛之氏が
「慈のこころ・悲



「おめでとうおしゃかさま」の歌の後、園児らはゲームやバンドマ
イム、人形劇、人気のアニメソングなどを大きな声で一緒に歌うなど
楽しい一時を過ごしました。各園にはすてきなお土産がプレゼントさ
れた。

◆ 青蓮院門跡晋山式

〔五月四日〕

天台宗門跡寺院・青蓮院で、東伏見慈晃第四十九世門主の就任を披
露する晋山式が営まれた。

晋山式は宸殿で営まれ、天台宗をはじめとする各宗派の僧侶や信徒

● 仏教会報告 ●

ら約五百人が見守る中、東伏見慈治名譽門主から慈晃門主に七条袈裟が授与された。慈晃門主は、歴代門主の名前が記された相承譜に記帳した。

渡辺恵進天台座主が「寺門の興隆と社会のために務められますように。」と祝辞を述べられた。

慈晃門主は当会会長である慈洽前門主の二男で、青蓮院執事長、副住職を経て、今年二月、門主に任命された。

当会からは有馬理事長をはじめ、各宗派役員ら多数が出席した。

◆ 京都仏教幼稚園協会花まつり

〔五月七日〕

京都仏教幼稚園協会による「花まつり園児大会」が京都会館にて開催された。

讃仏歌（ののさま・ねね）斉唱、献花献灯、三帰依文（パーリー語）斉唱、灌仏、讃仏歌（こどもの花まつり）斉唱が行われ、人形劇・トロッコが披露された。

園児ら関係者二千人が参加する盛大な「花まつり・園児大会」となった。

◆ 鹿苑寺足利義満公六百年遠忌法要

〔五月九日〕

この日、鹿苑寺では開山夢窓国師六百五十年遠諱並びに

開基義満公六百年忌予修法要が厳修された。

有馬頼底導師の元、一山出仕による法要の後、石清水八幡宮による金矢献納式、能楽狂言和泉流宗家和泉元彌氏らによる舞が奉納された。

鹿苑寺方丈にあふれんばかりの列席・参拝者たちは、神仏合同行事をはじめとする奉納に熱心に見入っていた。

◆ 日田妙音弁財天堂法要

〔五月二十四日〕

大分県北西部に位置する日田市・日田妙音弁財天堂にて春季大祭が行われた。

日田市は平成十四年度当会主催の大墨蹟展が開催された地で、この妙音弁財天堂は仏教会が後援し、有縁の方々との交流の中で発願を受け、有馬理事長ら相国寺一山と日田市関係寺院らと共に昨年落慶された御堂である。

この日は、春季大祭法要の後、地元カップルを迎えての仏前結婚式が執り行われ、一段と華やかな大祭となった。

◆ MBS「美の京都遺産」記者発表

〔六月二十五日〕

この日、毎日放送は京都仏教会監修によるテレビ番組「美の京都遺産」を制作、七月四日から放送を開始すると発表した。

● 仏 教 会 報 告 ●

この番組は、古都千二百年の歴史の中で守り続けられてきた寺社仏閣・祭り・伝統工芸・茶道や町屋の風景にいたるまで、京都・美の再発見をテーマに、日曜日の早朝にふさわしいハイビジョン映像で収録、音楽は久石譲がオリジナルで作曲、津嘉山正種がナレーションを担当する。

放送予定は七月四日清水寺・七月十一日天龍寺・七月十八日法然院・七月二十五日東寺・八月一日上賀茂神社・下鴨神社・八月八日浄瑠璃寺・八月二十二日金閣寺・八月二十九日銀閣寺、以降、龍安寺、宝泉院、勝林院、化野念仏寺、大徳寺、神護寺など順次取材予定。

この日の記者発表には、当会有馬理事長らが出席し試写会が行われた。

◆ 知床毘沙門堂十周年記念

シンポジウム・法要

〔六月二十六日〕

作家立松和平氏が発願者となり知床毘沙門堂・知床太子堂・知床観音堂の三堂を建立された北海道知床にて知床毘沙門堂十周年法要並びに記念シンポジウムが開催された。シンポジウム第一部は清水寺森清範貫主が「自然の心、観音の心」と題し基調講演を行った。

第二部は立松和平氏をコーディネーターとし、有馬理事長、法隆寺大野玄妙管長、清水寺森清範貫主、俳優菅原文太氏、知床財団森信也理事長らがパネラーとして、「悠久



の歴史から永遠の未来へ」知床のユネスコ世界自然遺産登録を語る」をテーマにパネルディスカッションが行われた。

第三部は歌人福島泰樹氏による「短歌絶叫コンサート」が繰り上げられた。

六月とは云えまだ肌寒い知床の地には大勢の参加者が訪れ熱気にあふれていた。

翌日は、知布泊村にて毘沙門堂、太子堂、観音堂の法要が盛大に執り行われた。

奈良の法隆寺大野管長らとともに参加した有馬理事長は、「美しい大自然の中の法要に心が洗われる思いがする。十周年誠におめでとうございます。」と挨拶した。

また「知床が世界自然遺産として来年登録予定とあつて、開発と保存がテーマとなつたが、知床に住む人の心が澄んでいる限り、知床の美しさは永遠に続く。」と参列した一人菅原文太氏は述べた。

寺院会費

当会もおかげさまをもちまして仏教諸行事、文化福祉、研究活動等順調にかつ積極的に推移してきております。これもひとえにご寺院各位のご理解ご協力の賜物と存じます。今後はますます京都が宗教都市として発展しつづけるために、布教・広宣を行い、また多様化する現代社会の情報提供や宗教法人に関する諸問題につきましてもお役に立てるようはかつて参りたいと存じます。つきましては通信費の一部として平成十六年度分の会費を同封の郵便振替にてご納入の程、よろしくお願い申し上げます。

賛助会費

各界一般会員のみなさまにおかれましてはご健勝のことと存じます。

平素は何かと本会の活動に対し、ご理解、ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

おかげをもちまして賛助会員につきましては年々増え続けておりまして有り難いことと存じます。当会も各界のみなさまとともにこの歴史と伝統のある京都において様々に交流や文化事業を通じ、よりよい京都に発展すべく努力して参りたいと存じます。

当会の会報を年二回お送り申し上げますことや諸行事のご案内をみなさまとの情報交換の場とし、今後も活動をしてゆきたいと存じます。各位におかれましては、なにとぞこの趣旨にご賛助賜り平成十六年度分の賛助会費のご納入をよろしくお願い申し上げます。次第でございます。なおご納入は同封の郵便振替にてよろしくお願い申し上げます。